

数量公開用図書

工事名称 帯広市学校施設空調設備設置工事（その１２）

工事場所 帯広市西５条南２５丁目１番地ほか１箇所

設 計	令和７年４月
年 月	

※注意事項

①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、各々の判断で入札価格に反映させてください。

□設計説明

1. 施工理由

本工事は、帯広市学校施設空調設備設置工事（その１２）を行うもの。

2. 工期

契約上の着工日から令和８年３月３日まで

3. 仕様書 別紙「特記仕様書」による。

□施工場所

- ・第四中学校 帯広市西５条南２５丁目１番地
- ・第五中学校 帯広市西１６条南４丁目２９番４２号

□設計概要

1. 工事内容

空調設備工事 一式

2. 別途工事

（１）帯広市学校施設空調設備設置工事

- その ９工事 第八中学校・西陵中学校
- その１０工事 第一中学校・翔陽中学校
- その１１工事 第七中学校・川西中学校・清川中学校・八千代中学校
- その１３工事 第二中学校・緑園中学校

（２）帯広市学校施設空調設備用電気設備改修工事

- その ９工事 第八中学校・西陵中学校
- その１０工事 第一中学校・翔陽中学校
- その１１工事 第七中学校・川西中学校・清川中学校・八千代中学校
- その１２工事 第四中学校・第五中学校
- その１３工事 第二中学校・緑園中学校

(工事価格) _____

(_____) _____

(_____) _____

[illegible]

[illegible]

第四中学校					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空調設備	機器設備	1	式		
空調設備	配管設備	1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
直接仮設		1	式		
計					
外壁改修	撤去	1	式		
外壁改修	改修	1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
アスベスト除去	外壁穿孔部分	1	式		
アスベスト除去	エアコン外部ダクト部分・外部足場部分	1	式		
計					
発生材処分	運搬	1	式		
発生材処分	処分	1	式		

第五中学校					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空調設備	機器設備	1	式		
空調設備	配管設備	1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
直接仮設		1	式		
計					
外壁改修	撤去	1	式		
外壁改修	改修	1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
アスベスト除去	外壁穿孔部分	1	式		
アスベスト除去	エアコン外部ダクト部分・外部足場部分	1	式		
計					
発生材処分	運搬	1	式		
発生材処分	処分	1	式		

第五中学校

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第四中学校		アスベスト除去		外壁穿孔部分		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(隔離養生・機材)						
事前・事後清掃	0.2*0.1 (壁面)	20	か所			
隔離養生 (グローブバック方式)	イレクターパイプ・0.1mmプラスチックシート1層 (1スパン毎にプラスチックシート交換)	20	か所			
高性能真空掃除機設置損料		5	日			
エアレススプレーヤー設置損料		5	日			
(安全衛生保護具)						
半面型粉じん防じんマスク損料	作業人数	2	個			
半面型粉じん防じんマスクフィルター	15時～17時までの作業のためフィルター交換は不要	40	個			
保護衣具等	高所作用車：1スパン毎又は足場：1ヶ所毎に1回交換	40	組			
(石綿含有建材除去)						
外壁下地調整材等除去	(集じん装置付きディスクサンダーケレン)	20	か所			
グラインダー損料	研削砥石 (カップ) 集塵装置含む	2	台			
石綿密封処理	飛散防止材吹付共・袋2重密封	20	か所			
飛散防止材吹付除去面	200*100	20	か所			
飛散防止剤吹付シート面	(600*500) + (400*500) *2+ (600*400) *2	20	か所			
廃棄物搬出	集積まで	20	か所			
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五中学校		アスベスト除去		外壁穿孔部分		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(隔離養生・機材)						
事前・事後清掃	0.2*0.1 (壁面)	19	か所			
隔離養生 (グローブバック方式)	イレクターパイプ・0.1mmプラスチックシート1層 (1スパン毎にプラスチックシート交換)	19	か所			
高性能真空掃除機設置損料		5	日			
エアレススプレーヤー設置損料		5	日			
(安全衛生保護具)						
半面型粉じん防じんマスク損料	作業人数	2	個			
半面型粉じん防じんマスクフィルター	15時～17時までの作業のためフィルター交換は不要	40	個			
保護衣具等	高所作用車：1スパン毎又は足場：1ヶ所毎に1回交換	38	組			
(石綿含有建材除去)						
外壁下地調整材等除去	(集じん装置付きディスクサンダーケレン)	19	か所			
グラインダー損料	研削砥石 (カップ) 集塵装置含む	2	台			
石綿密封処理	飛散防止材吹付共・袋2重密封	19	か所			
飛散防止材吹付除去面	200*100	19	か所			
飛散防止剤吹付シート面	(600*500) + (400*500) *2+ (600*400) *2	19	か所			
廃棄物搬出	集積まで	19	か所			
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第四中学校 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
墨出し		1	式			別紙 00-0001
墨出し(外壁改修)	タイル・モルタル塗替等 一般	0.16	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0002
養生(外壁改修)		3.9	m ²			
養生(内部改修)	個別改修	22.8	m ²			
養生(内部改修)	搬出入路部分	966.7	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
整理清掃後片付け (外壁改修)		3.9	m ²			
整理清掃後片付け (内部改修)	個別改修	22.8	m ²			
整理清掃後片付け (内部改修)	搬出入路部分	966.7	m ²			
計						
外部足場		1	式			別紙 00-0004
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 600×1700 布枠500×1枚 12m未満 存置60日	316	m ²			
安全手すり	枠組本足場用 存置60日	46.8	m			
計						

第四中学校		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
内部足場		1	式			別紙 00-0005
内部仕上足場 (改修)	階高4.0m以下 脚立足場 一般 -	22.8	m ²			
計						
災害防止		1	式			別紙 00-0006
メッシュシート張り	防炎性能 JIS A 8952 I 類 存置60日	316	m ²			
小幡ネット張り (層間塞ぎ)	防炎ボ リエステル 存置60日	37.8	m			
計						
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0007
仮設材運搬 (桢組本足場) (手すり先行方式)	建桢幅600	316	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	桢組本足場用(手すり先行方式)	46.8	m			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	3階建	22.8	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		316	m ²			
仮設材運搬 (小幡ネット)		37.8	m			
計						

[illegible]

第五中学校 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
墨出し		1	式			別紙 00-0010
墨出し(外壁改修)	タイル・モルタル塗替等 一般	0.2	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0011
養生(外壁改修)		3.6	m ²			
養生(内部改修)	個別改修	30	m ²			
養生(内部改修)	搬出入路部分	1,028	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0012
整理清掃後片付け (外壁改修)		3.6	m ²			
整理清掃後片付け (内部改修)	個別改修	30	m ²			
整理清掃後片付け (内部改修)	搬出入路部分	1,028	m ²			
計						
外部足場		1	式			別紙 00-0013
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 600×1700 布枠500×1枚 12m未満 存置60日	294	m ²			
安全手すり	枠組本足場用 存置60日	25.2	m			
計						

第五中学校 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
内部足場		1	式			別紙 00-0014
内部仕上足場 (改修)	階高4.0m以下 脚立足場 一般 -	30	m ²			
計						
災害防止		1	式			別紙 00-0015
メッシュシート張り	防災性能 JIS A 8952 I 類 存置60日	294	m ²			
小幡ネット張り (層間塞ぎ)	防災ボ リエステル 存置60日	39.6	m			
計						
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0016
仮設材運搬 (桝組本足場) (手すり先行方式)	建桝幅600	294	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	桝組本足場用(手すり先行方式)	25.2	m			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	3階建	30	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		294	m ²			
仮設材運搬 (小幡ネット)		39.6	m			
計						

帯広市学校施設空調設備設置工事（その１２）

特記仕様書

令和 7 年 4 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 共通事項特記仕様書

- I 工事概要及び範囲
- II 各工事

● 第 1 章 一般共通事項

● 機械設備工事特記仕様書

- 工事概要
- 機械設備共通事項
- 空気調和設備
- 暖房設備
- 冷房設備
- 換気設備
- 排煙設備
- 給油設備
- 自動制御設備
- 給水設備
- 排水設備
- 給湯設備
- 衛生器具
- 消火設備
- ガス設備
- 厨房機器
- 環境配慮改修工事
- その他

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市西5条南25丁目1番地ほか1箇所

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	構造種別・階数	数 量	単 位	備 考
●	第四中学校	RC造・3階建て	1	式	
●	第五中学校	RC造・3階建て	1	式	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約上の着工日より 令和 年 月 日まで

5. 別 途 工 事

6. 施 工 区 分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項 目	工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びバルブ等の充填			○	○	○	補強は建築
上記の補強		○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強		○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口		○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			
設備機器用基礎		○	○	○	○	
バルコニー・ルーフ等 排水金物		○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ		○				接続は衛生
木製建具枠の取付け		○				建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠		○	○	○	○	
同上 防雪フード		○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		○		
水道検針盤			○	○	○	
灯油集中盤への配線接続			○	○	○	

Ⅱ 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)、及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、 「公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版」、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。) 及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は ► 印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印の付かない場合は、 * 印をつけたものを適用する。
 - ・ ●印と(＊)印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 ○ 有 * 無
5. 石綿含有建材の事前調査
関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。
 - (1) 調査範囲に係る既存の設計図書の貸与をする。
 - (2) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日付け基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととする。
 - (3) 調査結果を監督員に報告する。
6. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

- 1 児童生徒及び施設利用者の安全に十分注意し施工すること。
- 2 工事工程の検討、施工時間及び休日施工の検討に当たっては、施設管理者（教員及び管理人を含む。以下「施設管理者等」という。）と十分調整し、計画を立案すること。
- 3 特に騒音が発生する工事については、施設管理者等と十分調整を行うこと。
- 4 工事車両の動線及び資材置場等の確保については、施設管理者等と協議し決定すること。
- 5 落雪による破損の可能性がある箇所に、本工事で防雪フードを設置すること。

● 第 1 章 一般共通事項															
項 目	特 記 事 項														
▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）														
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の7. からウ. を満たすものとする。 7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。 イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。 (3) 工事中の留意事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 イ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th><th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* ホルムアルデヒド</td><td>0.08ppm（100μg/m³）</td></tr> <tr> <td>* トルエン</td><td>0.07ppm（260μg/m³）</td></tr> <tr> <td>* キシレン</td><td>0.05ppm（200μg/m³）</td></tr> <tr> <td>* エチルベンゼン</td><td>0.085ppm（370μg/m³）</td></tr> <tr> <td>* スチレン</td><td>0.05ppm（220μg/m³）</td></tr> <tr> <td>○ パラジクロベンゼン(学校施設)</td><td>0.04ppm（240μg/m³）</td></tr> </tbody> </table>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）	* トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）	* キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）	* エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）	* スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）	○ パラジクロベンゼン(学校施設)	0.04ppm（240μg/m ³ ）
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）														
* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）														
* トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）														
* キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）														
* エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）														
* スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）														
○ パラジクロベンゼン(学校施設)	0.04ppm（240μg/m ³ ）														

	濃度測定 ○ 行う ● 行わない 測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。 測定回数 * 1回 ○ 2回 測定時期 ※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。 測定方式 拡散法（パッシブ方式）又は厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。 （測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。）
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風 速 ($V_o = 30 \text{ m/s}$) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶ 7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、帯広市営繕工事写真撮影要領による。
▶ 8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議すること。
▶ 10. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは、速やかに監督員に連絡した後、書面により報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（Ａ４版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。 (1) 完成図 * 作成する ○ 作成しない ・ 縮小版製本（Ａ３二つ折り） ○ ２部 ● ３部 ・ １００％製本 ○ １部 ・ 別途工事分完成図について ● まとめる ○ まとめない ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） CD-R等による提出 ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し (2) 保全に関する資料（提出部数 * １部 ○ ____部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） 各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書 A4判カラーを標準 ２部（住宅営繕課１＋施設１） 同上データ CD-R等による １式 (4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。
▶ 12. 高度技術・創意工夫	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。
▷ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金 * 本工事 ○ 別途

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

イ. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	非飛散性アスベスト
処理方法	管理型/安定型最終処分
処分場所	受入先： (株)北海道エコシス
	片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
場 所	受入先： (有)山口重機、(株)岩佐
	片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト塊
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
場 所	受入先： (株)マテック
	片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、監督員の確認を受けること。

- (5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	廃プラスチック
処理区分	○ 縮減 ○ 現場で使用
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	廃プラスチック	
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	
処分場所	受入先： (株)マテック	
	片道運搬距離 (km)	
種 類	廃プラスチック（発泡）	
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	
処分場所	受入先： (株)マテック	
	片道運搬距離 (km)	
種 類		
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分	
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	
種 類		
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分	
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	
種 類		
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分	
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

- (7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。こと。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車						
業 者 名	(	○	○	○	○	)
許可番号	x	x	x	x	x	

- (8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

1. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。

(7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

1. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) P F O S (ペルフルオロ (オクタンー1ースルホン酸))

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税

▷ 18. 自主施工期間の施工条件

▶ 19. 季節労働者などの雇用

▶ 20. 火災保険等

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等:
	住 所:
	片道運搬距離 (km)
	【 】 (総合) 振興局管内
	住 所:
	片道運搬距離 (km)

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。

<工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱いは次による。

(1) 付保する保険

工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

(2) 保険金

原則として請負代金額とする。

(3) 保険の期間

保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。

工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。

完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。

(4) 対象外工事

次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

(ア) 解体、撤去、分解又は片づけ工事

(イ) 外構工事

(5) 保険契約の変更

保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。

(6) 保険証券等の提出

保険契約を締結（変更を含む）した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。

(7) 協議

この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。

▶ 21. 法定外の労災保険の付保	本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。 (2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。 (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。 (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
▶ 22. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用	労働安全衛生法令で定める墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。
▶ 23. 現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。
▷ 24. 快適トイレの設置	本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。 (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。 (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。 ア. 快適トイレに求める標準仕様 (ア) 洋式（洋風）便器 (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること） (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの） (カ) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上） イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品 (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (ウ) サニタリーボックス (エ) 鏡付きの洗面台 (オ) 便座除菌シート等の衛生用品

	ウ. 推奨する仕様、付属品 (ア) 便房内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上） (イ) 擬音装置 (ウ) 着替え台 (エ) フラッパー機能の多重化 (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場） (3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意すること。 7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。 4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。 ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。 工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。 受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示すること。
▶ 25. 建設業退職金共済制度	
▶ 26. 工事標識	〇〇〇 工 事 名 工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 発 注 者 帯 広 市 監 理 帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課 受 注 者 1,800 注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地
▶ 27. 工事实績情報の登録	受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）
▶ 28. 施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示すること。
▶ 29. 共同企業体編成表の提出	本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。
▶ 30. 完成施設事後調査実施	帯広市工事請負契約に定める「契約不適合責任」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。 ○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査

▶ 31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。 (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。 (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。
▷ 32. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応	受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。
▶ 33. 週休2日工事	(1) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上を前提とした経費の補正を行っている。 (2) 受注者は、月単位の週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日による施工を行うこととする。 なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工に努めること。 (3) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。 通期の週休2日とは、対象期間の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。 契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 (5) 週休2日の確保の取組みは、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 (6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 ・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

	(7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (8) 受注者が月単位の週休2日による施工を希望しない場合又は現場閉所の達成状況の結果、月単位の週休2日に満たない場合は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正について、通期の週休2日の補正係数に設計変更するものとし、通期の週休2日に満たないものは、補正係数を乗じない。 (9) 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 (10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。 (11) その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。
▷ 34. 防寒養生	防寒養生は、次の範囲とする。 (1) 養生期間 12月16日から3月15日を原則とする。 ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。 なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間 (2) 養生方法 7. 仮囲 ○ 上家仮囲 (* 単管足場+コンパネ+シート程度) ○ 側 仮 囲 (* ビニールシート ○ コンパネ) 4. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖
▶ 35. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申し出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事指示・協議書のいずれかで示すこと。 不明な点については、監督員と協議すること。
▶ 36. 電子納品、情報共有システムの活用	受注者が希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品運用ガイドラインに基づき、情報共有システムを活用し、完成図書を電子納品することができる。 また、ICT技術の活用によるWEB会議や遠隔臨場、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用による施工体制台帳の作成などを希望する場合は、監督員と協議すること。

●	工 事 概 要
---	----------------

項 目	特 記 事 項																																																																																			
▶ 1. 工事種目	<table><tr><th>名 称</th><th>新 設</th><th>改 修</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>空気調和設備工事※</td><td>○ 一式</td><td>● 一式</td><td></td></tr><tr><td>暖房設備工事※</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>冷房設備工事※</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>換気設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>排煙設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>給油設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>自動制御設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>屋外給水設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>屋内給水設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>屋外排水設備工事</td><td>○ 一式</td><td>● 一式</td><td></td></tr><tr><td>屋内排水設備工事</td><td>○ 一式</td><td>● 一式</td><td></td></tr><tr><td>屋内給湯設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>衛生器具設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>消火設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>屋外ガス設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>屋内ガス設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>厨房機器設備工事</td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr><tr><td>環境配慮改修工事</td><td>○ 一式</td><td>● 一式</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○ 一式</td><td>○ 一式</td><td></td></tr></table>				名 称	新 設	改 修	摘 要	空気調和設備工事※	○ 一式	● 一式		暖房設備工事※	○ 一式	○ 一式		冷房設備工事※	○ 一式	○ 一式		換気設備工事	○ 一式	○ 一式		排煙設備工事	○ 一式	○ 一式		給油設備工事	○ 一式	○ 一式		自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式		屋外給水設備工事	○ 一式	○ 一式		屋内給水設備工事	○ 一式	○ 一式		屋外排水設備工事	○ 一式	● 一式		屋内排水設備工事	○ 一式	● 一式		屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式		衛生器具設備工事	○ 一式	○ 一式		消火設備工事	○ 一式	○ 一式		屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式		屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式		厨房機器設備工事	○ 一式	○ 一式		環境配慮改修工事	○ 一式	● 一式			○ 一式	○ 一式	
	名 称	新 設	改 修	摘 要																																																																																
	空気調和設備工事※	○ 一式	● 一式																																																																																	
	暖房設備工事※	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	冷房設備工事※	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	換気設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	排煙設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	給油設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	屋外給水設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	屋内給水設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	屋外排水設備工事	○ 一式	● 一式																																																																																	
	屋内排水設備工事	○ 一式	● 一式																																																																																	
	屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	衛生器具設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	消火設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	厨房機器設備工事	○ 一式	○ 一式																																																																																	
	環境配慮改修工事	○ 一式	● 一式																																																																																	
		○ 一式	○ 一式																																																																																	
※ 種目は●印を付したものを適用する																																																																																				
※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう																																																																																				
※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう																																																																																				
※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう																																																																																				

●	機械設備共通事項
---	-----------------

項 目		特 記 事 項													
▶ 1. 配管 1) 配管材料															
管 種		施 工 区 分													
		冷 温 水	冷 却 水	蒸 気	温 水	給 油	冷 媒	給 水	給 湯	排 水	通 気	消 火	ガ ス	雨 水	
○	配管用炭素鋼鋼管(白)														
○	〃 (黒)														
○	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)														
○	塩ビライニング鋼管(V A)														
○	〃 (V B)														
○	排水用塩ビライニング鋼管														
○	耐熱性塩ビライニング鋼管														
○	外面被覆鋼管														
○	ナイロンコーティング鋼管														
○	ステンレス鋼管														
○	鋼管(M)														
●	保温付被覆鋼管						●								

	要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する		
7) 溶接部の検査	☐ 目視検査 ☐ 非破壊検査	(溶接部の種類 :) (検査の種類 :) (配管種別 :) (使用圧力 :) (抜き取り率 :)	
8) 配管洗浄	詳細は標準仕様書の当該事項による ☐ 冷温水管 ☐ 給水管 (☐ 1次側 ☐ 2次側) ☐ 冷却水管 ☐ 給湯管 ☐ 受水タンク ☐ 高置タンク ☐ 貯湯タンク ☐ 給湯用膨張タンク 高周波洗浄もしくは同等以上の方法による 飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う		
▶ 2. 保温	標準仕様書第2編3. 1. 4及び5のうち保温材及び外装材は次による 断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと		
1) 配管	保温材 ☐ グラスウール () ☐ ロックウール () ☐ ポリスチレンフォーム () 外装材 ⅴ) 屋内露出 ☐ 合成樹脂製カバー () ☐ アルミガラスクロス () ☐ その他 () () ⅵ) 機械室・書庫・倉庫 ☐ アルミガラスクロス () ☐ その他 () () ⅶ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中 ☐ アルミガラスクロス () ☐ その他 () () ⅷ) 床下・暗渠内 ☐ 着色アルミガラスクロス () ☐ アルマット () ☐ 保温なし () ☐ その他 () ⅸ) その他 ☐ その他 () () ☐ その他 () () ☐ その他 () () ☐ その他 () ()		
2) バルブ等	保温材 ☐ グラスウール () ☐ ロックウール () ☐ ポリスチレンフォーム () 外装材 ☐ ステンレス鋼板 ☐ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板 ☐ カラー亜鉛鉄板 ☐ その他 () ()		
3) ダクト	外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温を行う		

	保温材 ○ グラスウール () ○ ロックウール () ○ ポリスチレンフォーム () ○ その他 ()								
	外装材 イ) 屋内露出 ○ 合成樹脂製カバー ○ カラー亜鉛鉄板 ○ 溶融アルミニウムー亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板 ○ アルミガラスクロス ○ その他() ロ) 機械室・書庫・倉庫 ○ アルミガラスクロス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ 溶融アルミニウムー亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板 ○ 合成樹脂製カバー ○ その他() ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中 ○ アルミガラスクロス ○ その他() ニ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト ○ アルミガラスクロス ○ その他()								
	範囲 イ) 外気取入用ダクト ○ 全て ロ) 排気用ダクト ○ 全て ○ その他(外壁より1.5m以内) ハ) その他 ○ その他() () ○ その他() () ○ その他() () ○ その他() ()								
4) 機器類	○ 冷温水ヘッダー ○ 冷水ヘッダー ○ 冷温水タンク ○ 冷水タンク ○ 温水タンク ○ 蒸気ヘッダー ○ 温水ヘッダー ○ 熱交換器 ○ 還水タンク ○ 膨張タンク								
	保温材 ○ グラスウール ○ ロックウール ○ その他() 外装材 ○ カラー亜鉛鉄板 ○ 溶融アルミニウムー亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板 ○ その他()								
5) 冷媒被覆銅管	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th></th><th>液管</th><th>ガス管</th><th>結露の恐れあり()</th></tr> <tr> <th>被覆厚</th><td>10mm</td><td>20mm</td><td></td></tr> </table>		液管	ガス管	結露の恐れあり()	被覆厚	10mm	20mm	
	液管	ガス管	結露の恐れあり()						
被覆厚	10mm	20mm							
6) 煙道 排気筒	保温材 ○ ロックウール ○ その他() 外装材 ○ カラー亜鉛鉄板 ○ 溶融アルミニウムー亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板 ○ その他()								
7) 消音内貼り	施工方法は標準仕様書の当該事項による 施工個所は図示したダクト及びチャンパー類とする 使用材料 ○ グラスウール ○ その他() 厚さ ○ 25mm ○ 50mm 消音内貼チャンパーの寸法は外法寸法とする ラス押え ○ 有() ○ 無								

▷ 3. 塗装

イ. 屋内露出は、室内環境対応・配慮形塗料又は水性系塗料の合成樹脂調合ペイントとする。但し煙道、煙突は耐熱塗装とする

ロ. 裸管 ○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント
 ・蒸気管 機械室内は、アルミニウムペイント
 居室及び隠ぺいは、さび止めペイント

▶ 7. 吊り及び支持	ウール保温材で埋める ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする ハ. スパンドレルについてセルフドは抵触しない事 イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又はステンレス鋼（SUS304）とする径は標準仕様書（第2編 第2章の2.6.3）による																																								
▷ 8. スリーブ	イ. 標準仕様書（第2編 第2章の2.2.27）による ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ 「貫通させる配管の外径より40mm程度大きなものを採用すること」 ※つば付き鋼管スリーブ ○ 非加硫ブチルゴム系止水材（使用部位： ）																																								
▶ 9. はつり及び穴あけ （改修工事等）	既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる 口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温材の厚さを含む）より20mm程度大きなものとする																																								
▶ 10. インサート 及びアンカー	改修工事において、既存のインサート及びアンカーボルトは、原則として、使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、十分に清掃を行ってから使用する。 また、引張強度の確認試験については、監督員と協議する 機器の固定 アンカーの耐震計算を行う機器等 * 監督員と協議する ○ 無し 確認試験 イ. あと施工アンカーの性能確認試験 ○ 行う * 行わない ロ. あと施工アンカーの施工後確認試験 * 行う 確認強度は監督員と協議する ○ 行わない																																								
▶ 11. 耐震措置	「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）及び「道有施設（建築物）の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、耐震施工を行う ● 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ● 乙類 (1) 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks） <table><tr><th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="2">上層階屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><td rowspan="2">1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr></table> (注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																																								
	特定の施設		一般の施設																																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																					
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																					
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																					
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																					
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																					
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																					
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																					

	(2) 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度 (Ks)				
	設置場所	耐震安全性の分類			
		特定の施設		一般の施設	
		重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
	上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	
▶ 12. 総合試運転調整等	重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは、重要機器以外をいう				
	イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器				
	ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器				
	ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器				
	ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器				
	ホ. その他これらに類する機器				
	重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す				
	また、水槽類にはオイルタンク等を含む				
	(2) あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用することとし、施工後の確認試験は次による。				
	①施工されたアンカーの固着状況を確認する試験（現場非破壊検査）とする。				
▶ 13. 仮設工事	②試験箇所、試験荷重等を記載した試験計画書を、試験前に監督員に提出する。				
	③引抜試験装置は、油圧式加力装置、レンチ式加力装置等とする。				
	○ 風量調整	○ 水量調整	● 室内外空気の温度		
	○ 室内外空気の湿度	○ 室内気流及びじんあいの測定			
	○ 騒音の測定	○ 飲料水の水質の測定			
	総合試運転調整完了後、機器等の運転状態の記録及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を監督員に提出する				
	測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する				
	1) 工事用水	構内既存の施設	○ 利用できる（ * 有償 ○ 無償 ） * 利用できない		
	2) 工事用電力	構内既存の施設	○ 利用できる（ * 有償 ○ 無償 ） * 利用できない		
	3) 足場	別契約の関係請負者の定置する足場、栈橋の類は、無償で利用できる			
4) 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による 配置位置：図面による				

5) 指定仮設 ▷ 14. 土工事 1) 管周囲の保護 2) 埋戻し土 3) 建設発生土等の処理 4) 山留め施工 ▷ 15. 地業工事 1) 砂利地業 ▷ 16. コンクリート工事 1) コンクリート強度 ▷ 17. はつり工事 ▶ 18. 使用機材 ▶ 19. 型番等	警備員詰所：(☐ 設ける ☒ 設けない) 表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分 <table border="1"> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </table> 市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。 * なし ☐ 本工事（仮設計画図による） * 山砂の類 ☐ 良質土 ☐ その他 * 掘削土の良質土 ☐ 山砂の類 場外搬出（約 km 捨て場所 ） （捨て場所住所： ） （管 理 者： ） 捨て土均し（ ☐ 有り ☐ 無し） ☐ 構内敷均し ☐ 構内指示の場所に堆積（図示による） ☐ 構外敷均し ☐ 処理費（ * 有償 ☐ 無償 ） ☐ 有り（工法： ） ☐ 無し * 再生クラッシャラン ☐ 切込砂利 ☐ 切込碎石 砂利地業の厚さ * 100mm以上 ☐ mm（ ） JIS A5001（道路用碎石） C-40程度 機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋 <table border="1"> <tr> <th>強 度</th> <td>☐ 16N/mm2</td> <td>☐ 18N/mm2</td> <td>☐ 21N/mm2</td> </tr> <tr> <th>スランブ</th> <td>cm</td> <td>cm</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <th>施工箇所</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>鉄筋種別</th> <td>異形鉄筋 ☐ S D295 ☐ S D345 ☐ S D390</td> </tr> <tr> <th>補強筋</th> <td> 壁開口部 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による 床開口部 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による そ の 他 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による </td> </tr> </table> はつり作業を行う場合は、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行う。 なお、埋設物の調査は下記による ☐ 放射線透過検査 ☐ 左記以外の電磁波検査など 使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和7年度版 設備機材等指定名簿」及び本仕様書のメーカーリストによる ☐ メーカーリスト <table border="1"> <tr> <th>機 器 名</th> <th>指 定</th> <th>製 造 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 図面中の機器表等の型番は参考型番とし、同等品以上とする	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B	強 度	☐ 16N/mm2	☐ 18N/mm2	☐ 21N/mm2	スランブ	cm	cm	cm	施工箇所				鉄筋種別	異形鉄筋 ☐ S D295 ☐ S D345 ☐ S D390	補強筋	壁開口部 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による 床開口部 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による そ の 他 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による	機 器 名	指 定	製 造 所									
	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分																																		
	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A																																		
	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線																																			
	上記以外の路線	交通誘導警備員B																																		
	強 度	☐ 16N/mm2	☐ 18N/mm2	☐ 21N/mm2																																
	スランブ	cm	cm	cm																																
	施工箇所																																			
	鉄筋種別	異形鉄筋 ☐ S D295 ☐ S D345 ☐ S D390																																		
	補強筋	壁開口部 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による 床開口部 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による そ の 他 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による																																		
機 器 名	指 定	製 造 所																																		

●	空氣調和設備
---	--------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. エネルギー源	○ 重油 ○ 灯油 ○ ガス(都市ガスの場合) ○ 低圧 ○ 中圧) ● 電気 ○ その他 ()
▶ 2. 空気調和方式	○ 全空気 ○ 空気－水 ○ 全水 ● 冷媒式
▷ 3. 暖房方式	○ 蒸気 ○ 温水 ○ 温風 ○ 電気 ○ 遠赤外線 ○ 放射 ○ その他 ()
▶ 4. 冷房方式	● 冷媒 ○ 冷水
▶ 5. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は、原則として表示された数値以上とする
▷ 6. ばい煙濃度計	○ 設けない ○ 設ける
▷ 7. 煤じん量測定口	○ 設けない ○ 設ける （煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする ）
▶ 8. 放熱器等	種別 ○ 鋳鉄製放熱器 ○ パネルヒーター ○ ファンコイルユニット ○ ヒートポンプユニット ○ ファンコンベクター ○ ユニットヒーター ○ パッケージエアコン ○ FF暖房機 ○ 電気ヒーター ○ 遠赤外線暖房機 ○ コンベクター ○ ベースボードヒーター ○ 床暖房 (○ 温水 ○ 電気) ○ ロードヒーティング (○ 温水 ○ 電気) ● その他 (ルームエアコン)

○	暖房設備
---	------

○	冷房設備
---	------

○	換 氣 設 備
---	---------

○	排煙設備
---	------

○	給油設備
---	------

○	自動制御設備
---	--------

○	給 水 設 備
---	---------

●	排水設備
---	------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 排水方式	イ. 汚水 ○ 自然流下 ○ 強制排水 ロ. 雑排水 ○ 自然流下 ○ 強制排水 ハ. ドレン ● 自然流下 ○ 強制排水
▶ 2. 排水方法	イ. 汚水 ○ 下水道接続 ○ 地下浸透 ○ () ロ. 雑排水 ○ 下水道接続 ○ 地下浸透 ○ () ハ. ドレン ○ 下水道接続 ○ 地下浸透 ● (地表面に放流)

○	厨 房 機 器
---	---------

●	環境配慮改修工事
---	----------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 石綿含有建材の除去工事	改修工事標準仕様書（建築工事編）第9章及び以下による。 施工調査 (9.1.1) 建材の石綿含有調査は、次による。 施工調査の結果を書面により工事監督員へ報告する。 施工調査の結果、設計図書等と異なる場合は、監督員と協議する。 (1) 調査範囲 (9.1.1) ● 分析調査 _____ヶ所 調査部位 <u>建築資材（外壁・内壁・床・天井）</u> ● 分析調査済：含有建材等は図面による。 分析結果 ● 石綿含有 ○ 石綿非含有 分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」とする。 ● 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与 ● 貸 与 ○ 無 (2) 分析方法 (9.1.1) * JIS A 1481-2（建材製品中の含有率測定方法―第2部：試料採取及び石綿含有の有無を判定するための定性分析方法）とする。 ○ _____ (3) 石綿含有建材除去後の仕上げ ○ 図示 (9.1.1) (4) 石綿粉じん濃度測定 * 行う ● 行わない (9.1.1) 測定方法 ○ 図示 ○ _____ 測定時期 ○ 図示 ○ _____ 測定場所 ○ 図示 ○ _____ 測定箇所数 ○ 図示 ○ _____ ▶ 2. 除去工事共通事項 (1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法 種類 _____ 処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示） (2) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法 種類 _____ 処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示） ▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去等 (1) 石綿含有吹付け材の除去方法 (9.1.3) * 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による ○ _____ (2) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置及び梱包 (9.1.1 9.1.3) ① 飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固化 ② 梱包 * 密封処理（二重袋梱包）○ _____ (3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 (9.1.3) ○ 埋め立て処分 * 管理型最終処分場 場所： _____ ○ _____ 場所： _____

○	そ の 他
---	-------

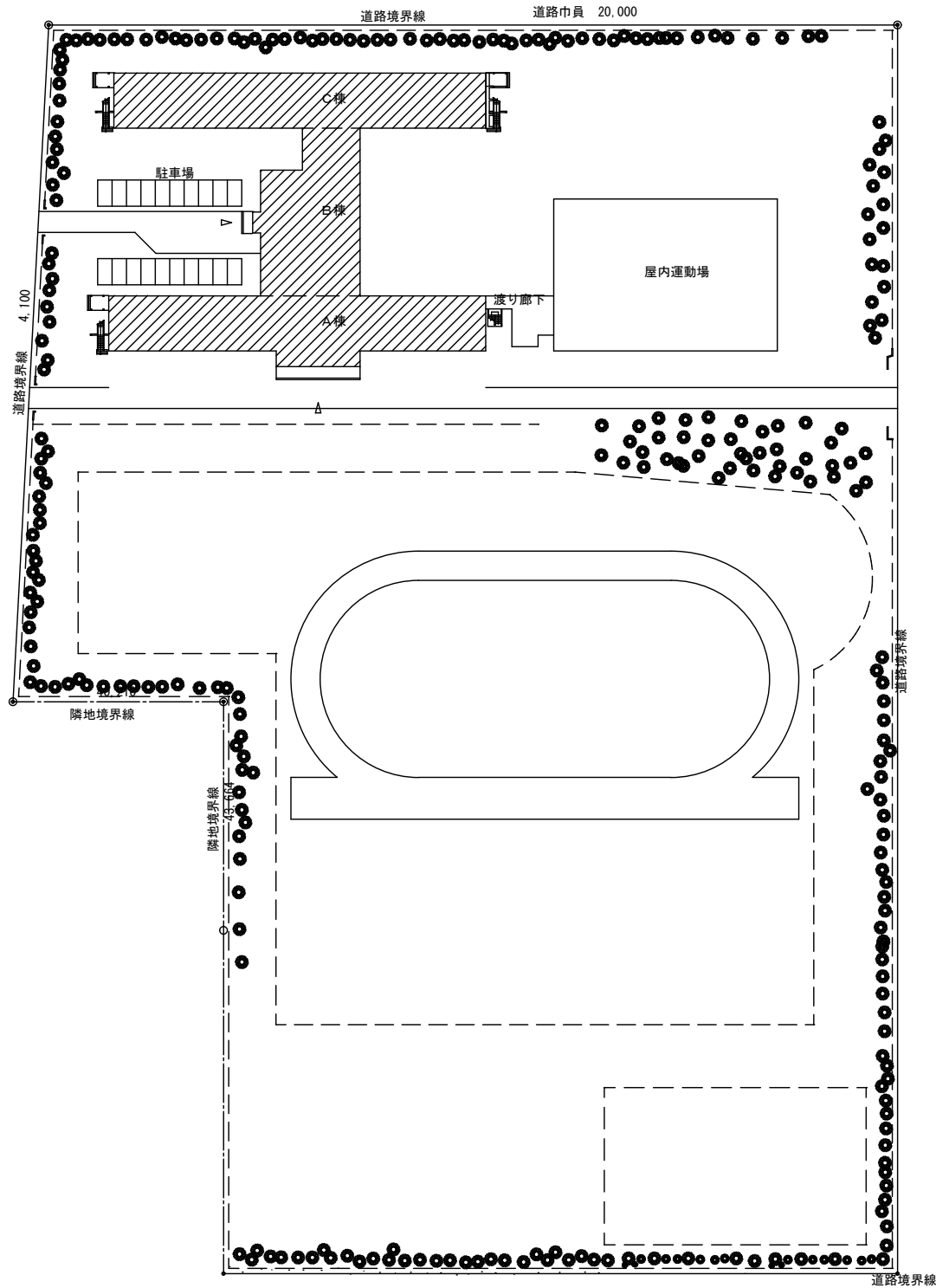
帯広市学校施設空調設備設置工事
(その 1 2)

図 面 リ ス ト

[illegible]



付近見取図



配置図

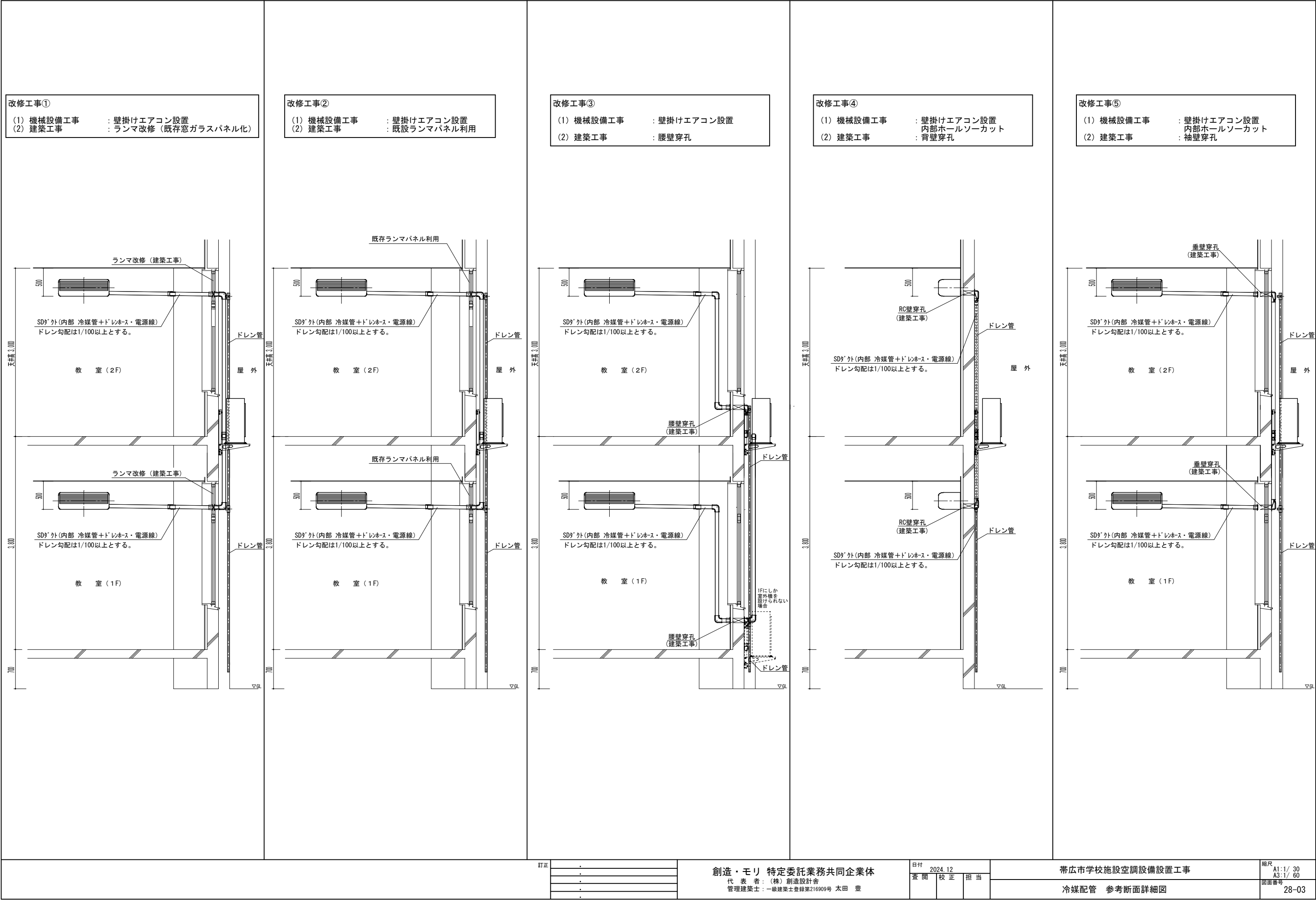
空調設備 機器一覽表

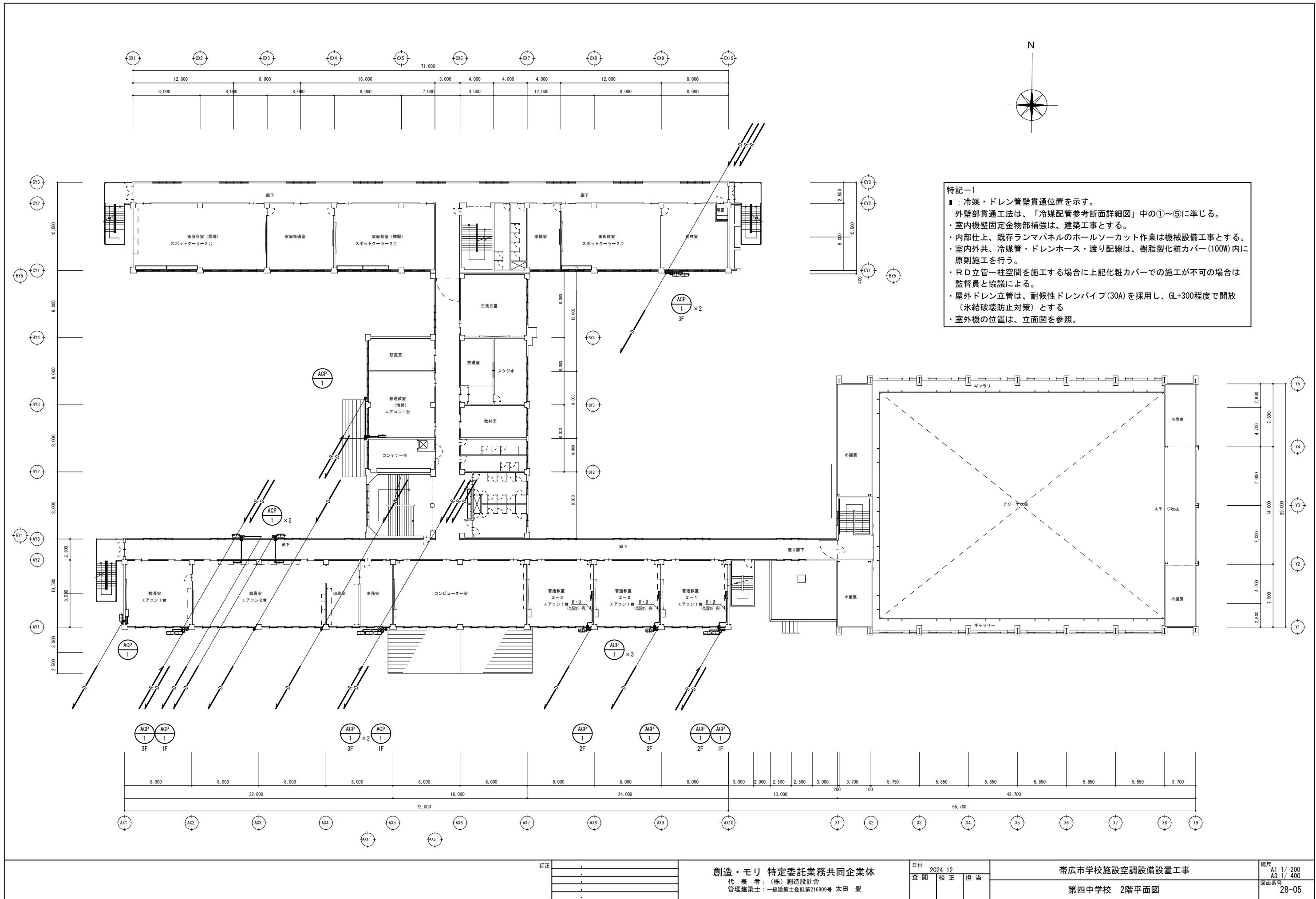
[illegible]

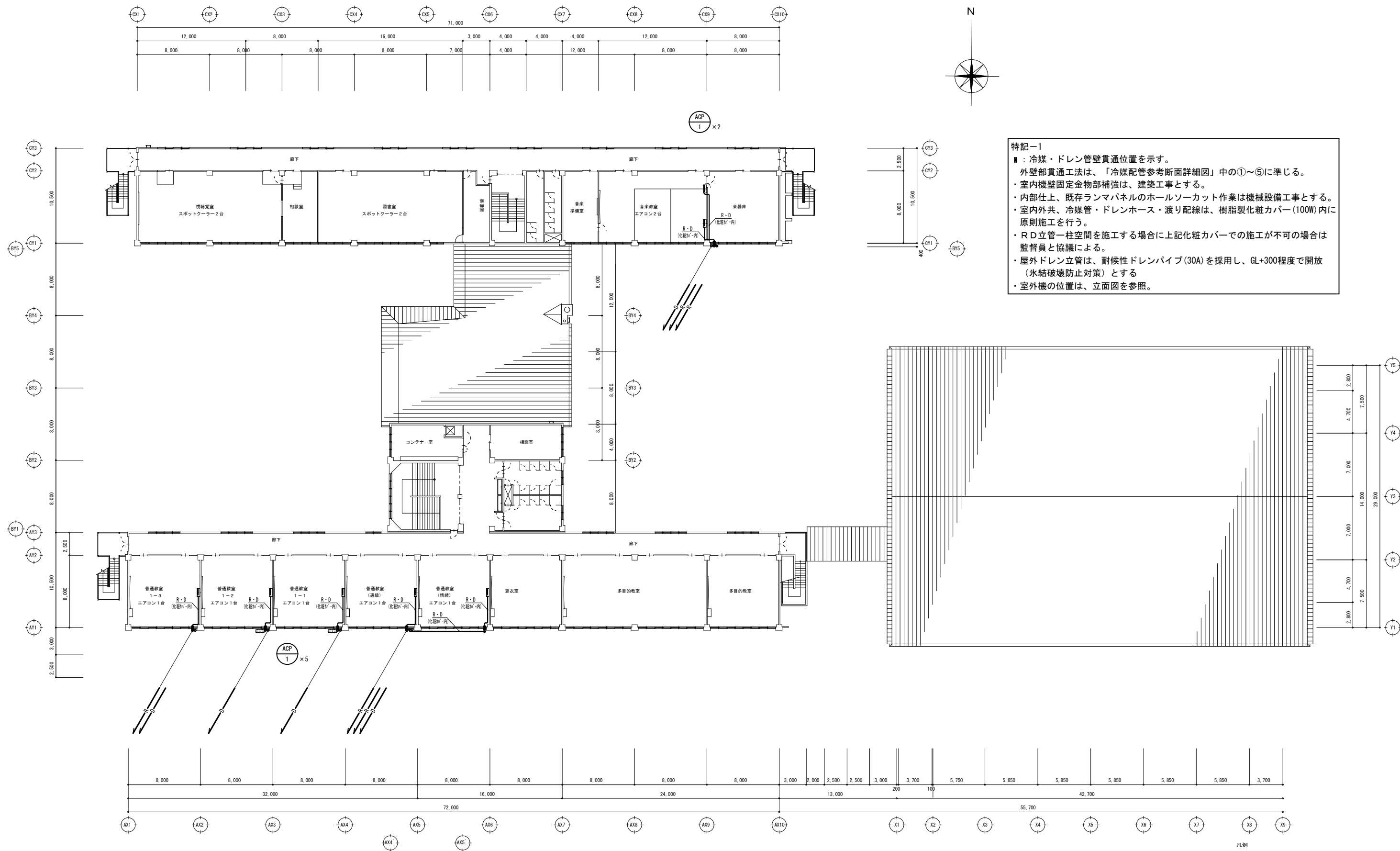
起動方式	D	電源供給	H K	発停監視	L	ローカル運転	J K U	自動交互	y	揚水ポンプ連動	k t	防災時カット
	D M	電源供給（メーター付）	K	中央監視	F	防火動力	J K D U	自動交互同時	h	排水ポンプ連動	S	シーズン切替
	D T	電源供給（トランス付）	R	連動	□ S	スターデルタ	I N V	インバーター	m	水位警報満水	t 2 4	2 4 Hタイマー
	T	手元発停	J	自動	□ K	監視			g	水位警報減水	t w	週間タイマー

[illegible]

訂正	.	創造・モリ 特定委託業務共同企業体 代 表 者：(株)創造設計舎 管理建築士：一級建築士登録第216909号 太田 豊	日付 2024.12	査 閲	校 正	担 当	帯広市学校施設空調設備設置工事		縮尺 A1: N/S A3: N/S
	.						第四中学校 機器一覧表		図面番号 28-02
	.								
	.								
	.								









A·B棟 北側立面圖



A·B棟 西側立面圖

凡例：設置教室フロア

	： 1 階
	： 2 階
	： 3 階

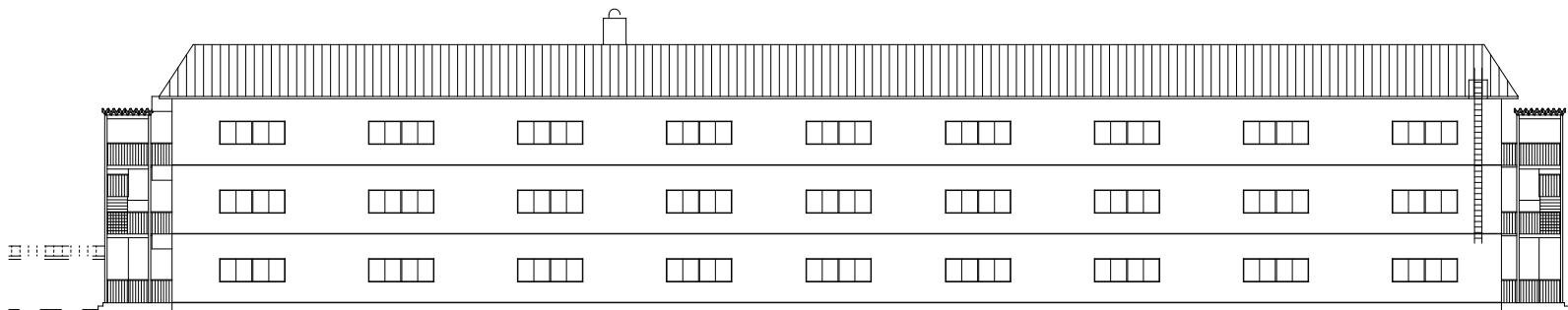
●●●●● : ドレン(30V)を示す

訂正	.	創造・モリ 特定委託業務共同企業体 代 表 者：(株)創造設計舎 管理建築士：一級建築士登録第216909号 太田 豊	日付	2024.12		帯広市学校施設空調設備設置工事 第四中学校 立面図 1	縮尺	A1: 1/ 200 A3: 1/ 400
	.		査 閲	校 正	担 当		図面番号	28-07
	.							
	.							
	.							



B・C棟 南側立面図

ACP
1
3F
×2



C棟 北側立面図



A・B・C棟 東側立面図

凡例：設置教室フロア
■：1階
■：2階
■：3階

-----：ドレン(30V)を示す

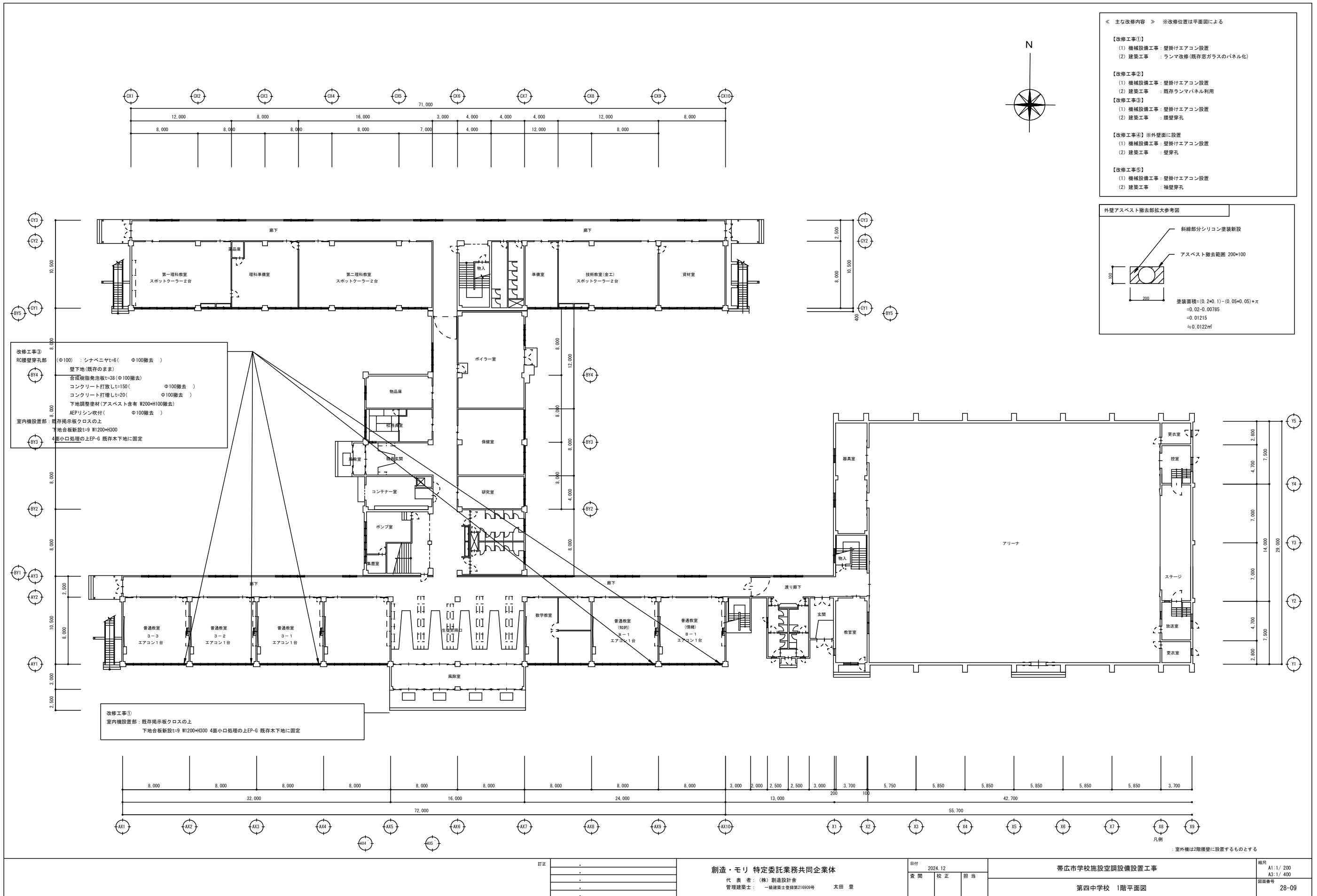
訂正	・
	・
	・
	・

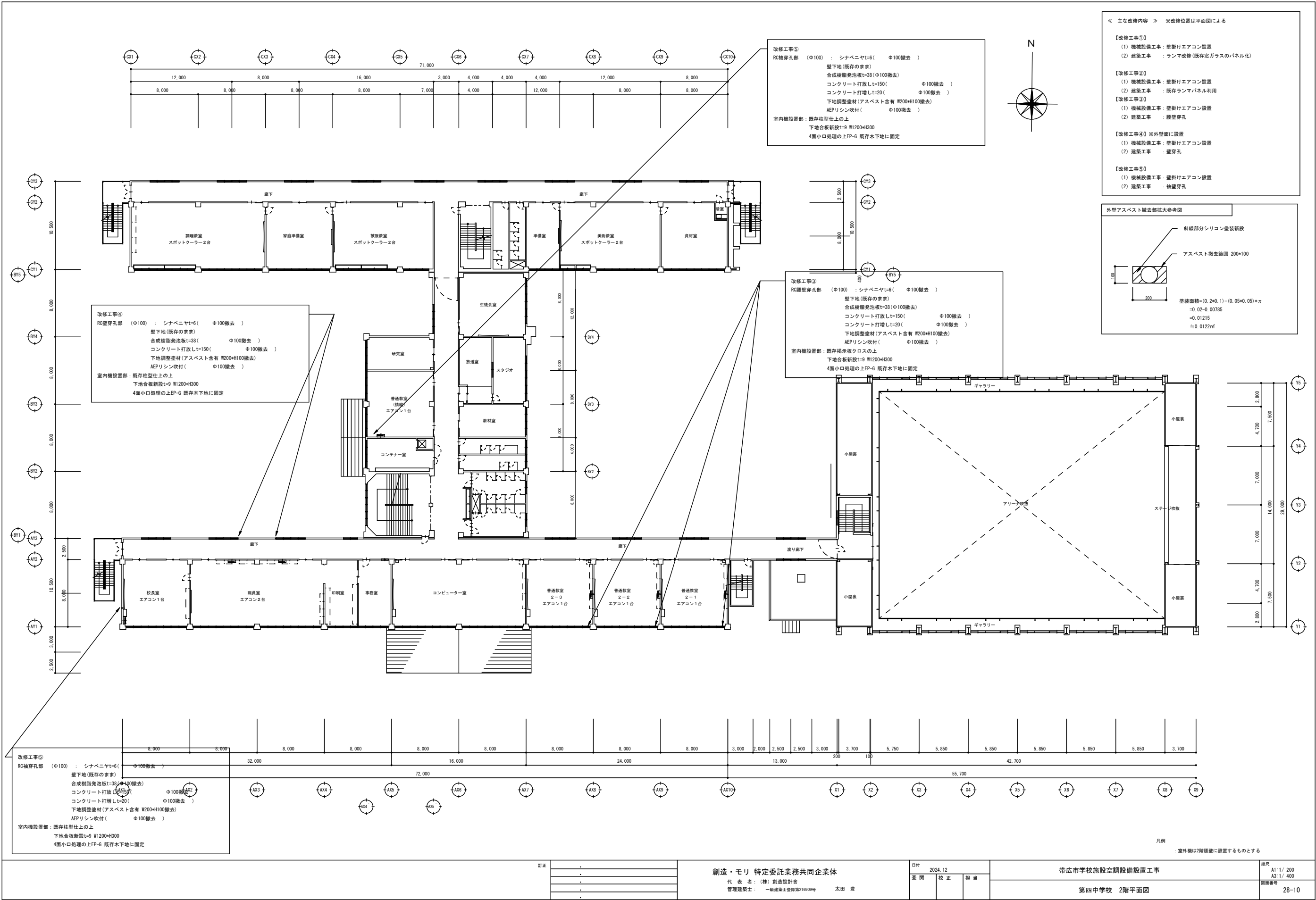
創造・モリ 特定委託業務共同企業体
代 表 者：(株)創造設計舎
管理建築士：一級建築士登録第216909号 太田 豊

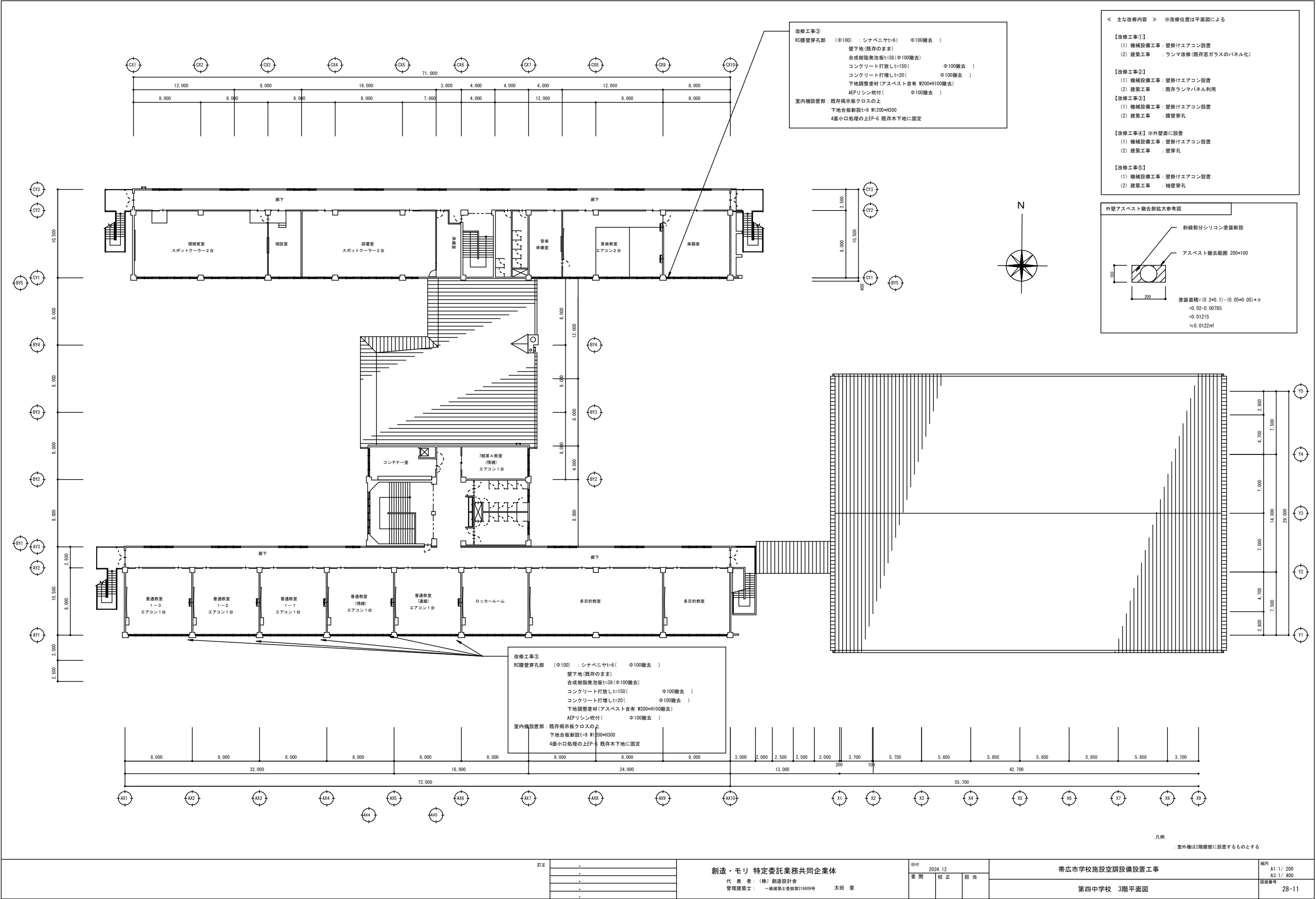
日付	2024.12
査 閲	校 正 担 当

帯広市学校施設空調設備設置工事
第四中学校 立面図 2

縮尺
A1:1/ 200
A3:1/ 400
図面番号
28-08







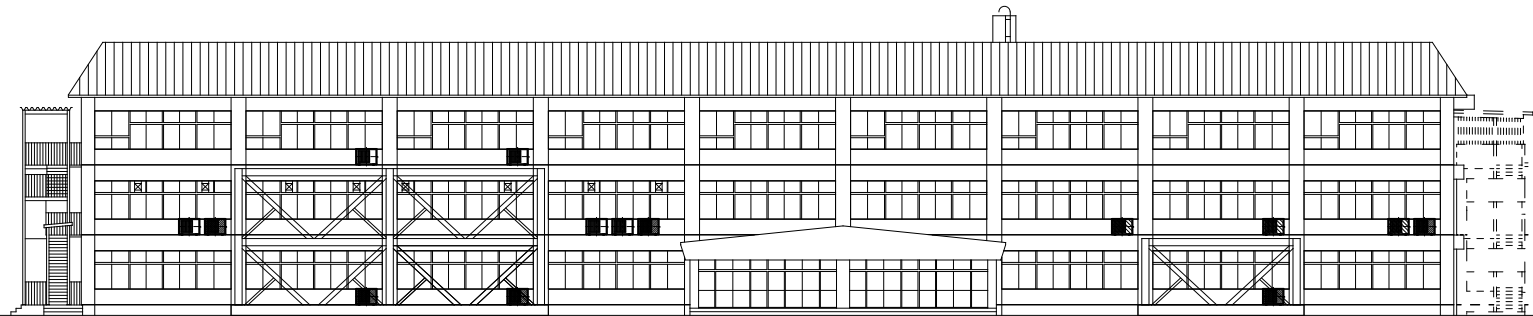
訂正	-
	-
	-
	-
	-

創造・モリ 特定委託業務共同企業体
代 表 者: (株) 創造設計舎
管理建築士: 一級建築士登録第216909号 太田 豊

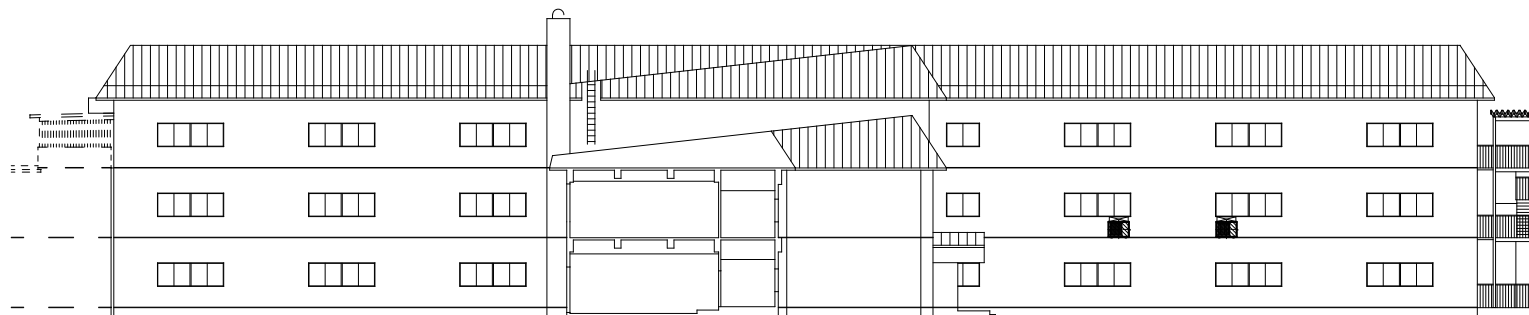
日付	2024.12
査 閲	校 正
	担 当

帯広市学校施設空調設備設置工事
第四中学校 3階平面図

縮尺	A1:1/ 200 A3:1/ 400
図面番号	28-11



A棟 南側立面図



A・B棟 北側立面図



A・B棟 西側立面図

【凡例】
1000
200
□ : 室外機 防雪フード
(別途詳細図参照)

訂正

・
・
・
・

創造・モリ 特定委託業務共同企業体
代 表 者 : (株) 創造設計舎
管理建築士 : 一級建築士登録第216909号 太田 豊

日付

2024.12

査 閲

校 正

担 当

帯広市学校施設空調設備設置工事

第四中学校 防雪フード位置図

縮尺

A1:1/ 200

A3:1/ 400

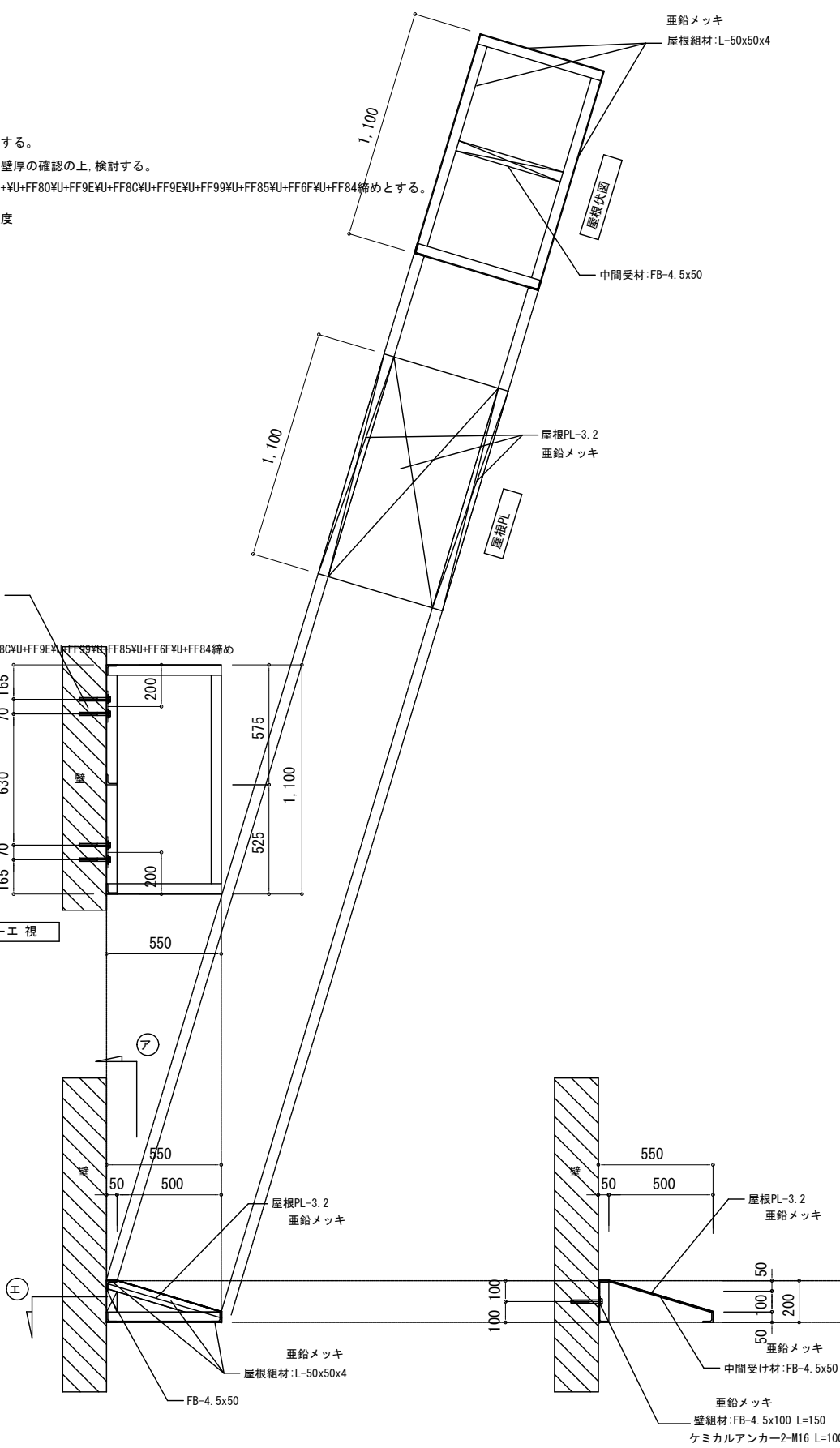
図面番号

28-12

*鉄骨は全て亜鉛メッキとする。
*ケミカルアンカー長さは壁厚の確認の上、検討する。
*ケミカルアンカーは座金+YU+FF80YU+FF9EYU+FF8CYU+FF9EYU+FF99YU+FF85YU+FF6FYU+FF84締めとする。
*メッキ抜き孔は径15mm程度

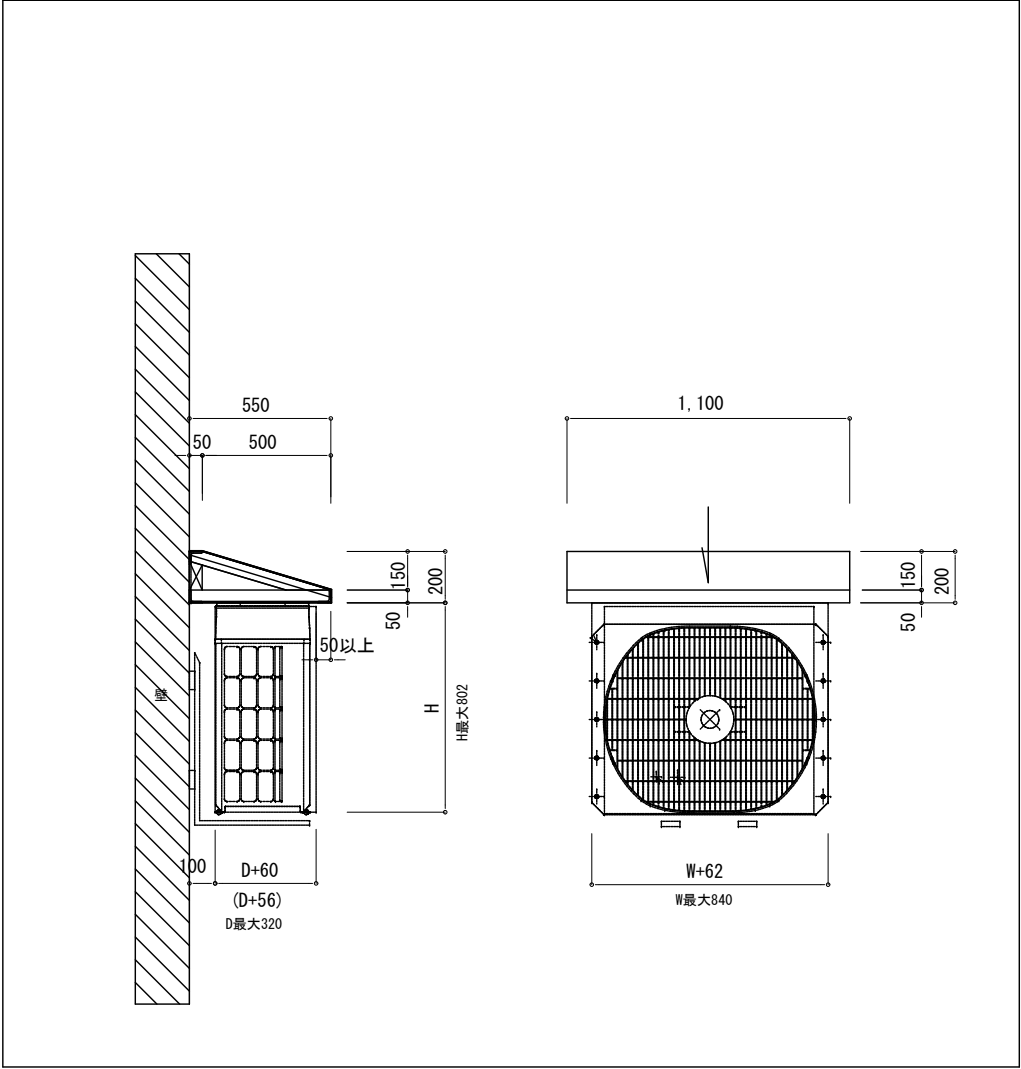
亜鉛メッキ
壁組材:FB-4.5x100 L=150
ケミカルアンカー-2-M16 L=100
座金付き+YU+FF80YU+FF9EYU+FF8CYU+FF9EYU+FF99YU+FF85YU+FF6FYU+FF84締め

エーエ 視



イーイ 断面図

ウーウ 断面図



アーア 断面図(壁付)

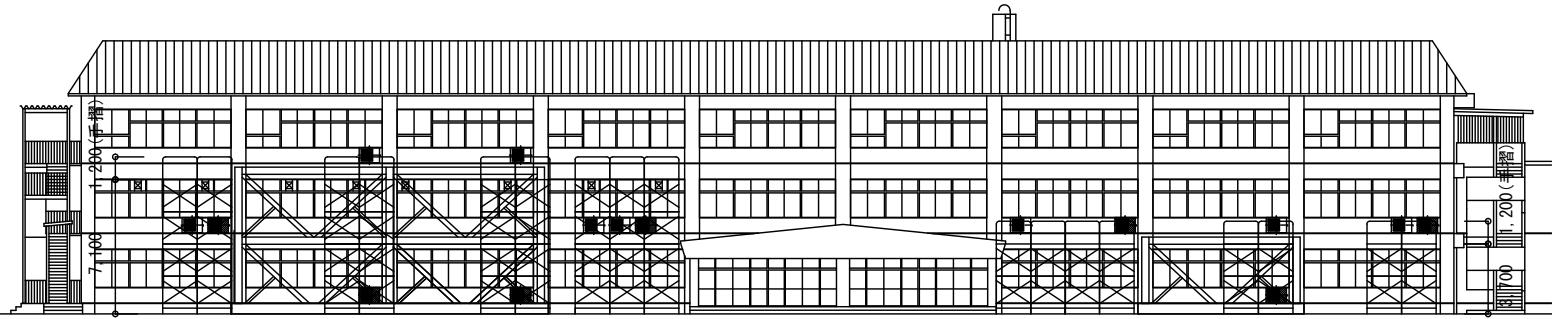
訂正	-
	-
	-
	-
	-

創造・モリ 特定委託業務共同企業体
代 表 者：(株) 創造設計舎
管理建築士： 一級建築士登録第216909号 太田 豊

日付	2024.12
査 閲	校 正
	担 当

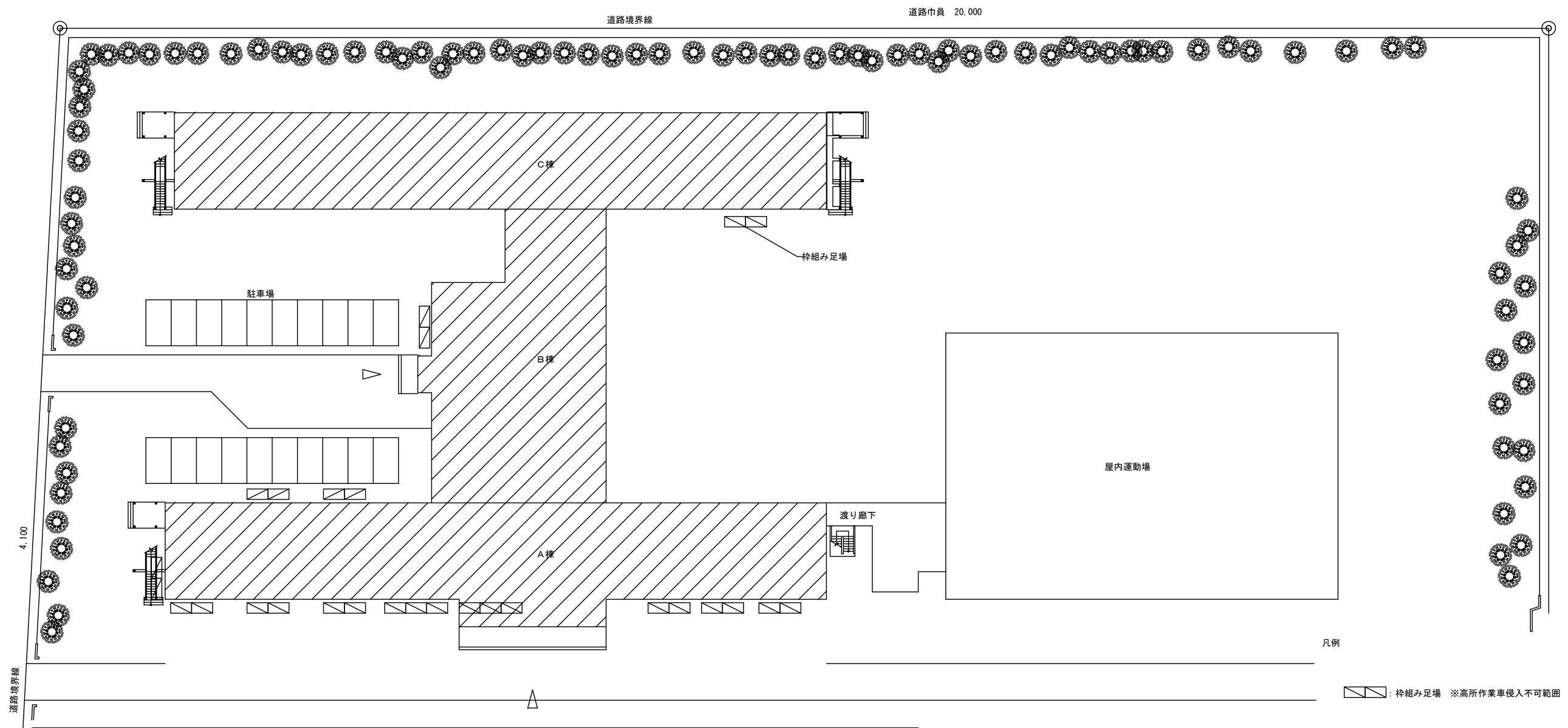
帯広市学校施設空調設備設置工事
第四中学校 防雪フード詳細図

縮尺	A1:1/15 A3:1/30
図面番号	28-13



A棟 南側立面図

枠組み足場参考姿図



訂正	-
	-
	-
	-
	-

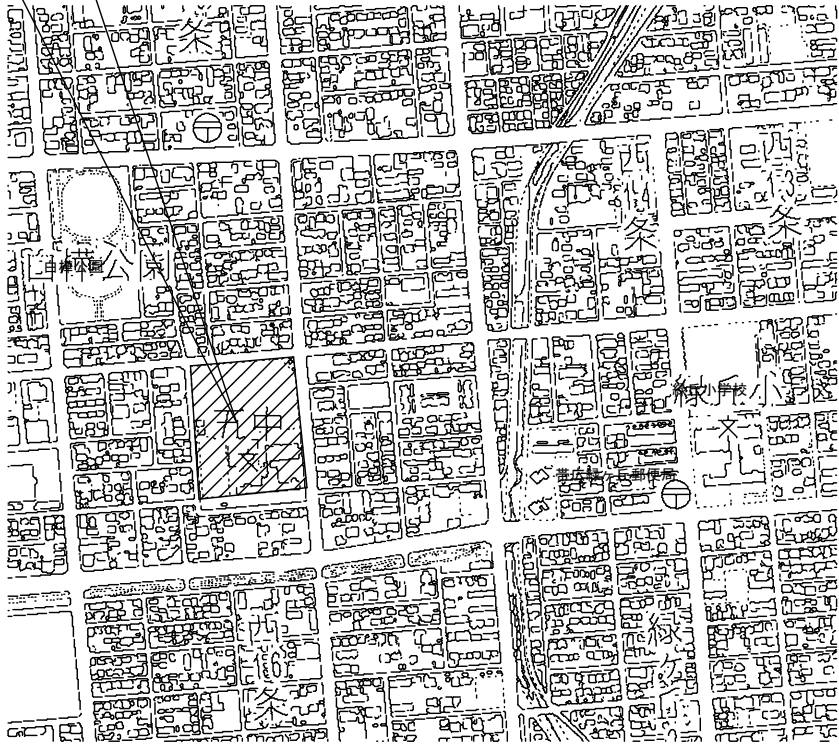
創造・モリ 特定委託業務共同企業体
代 表 者：(株) 創造設計舎
管理建築士：一級建築士登録第216900号 太田 豊

日付 2024.12		
査 閲	校 正	担 当

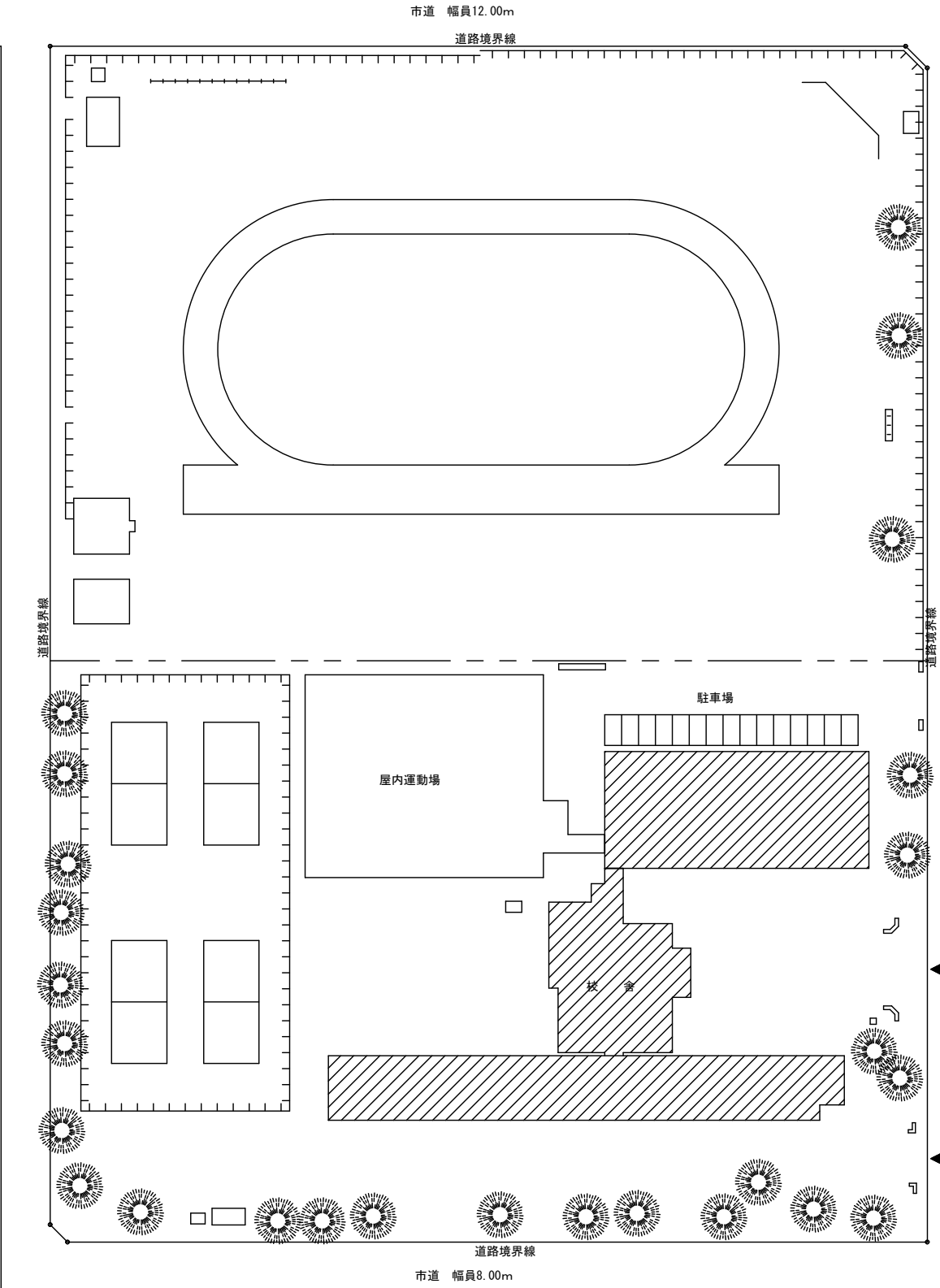
帯広市学校施設空調設備設置工事
第四中学校 仮設図

縮尺 A1:1/ 200
A3:1/ 400
図面番号 28-14

工事場所：北海道帯広市西16条南4丁目29番42号



付近見取図



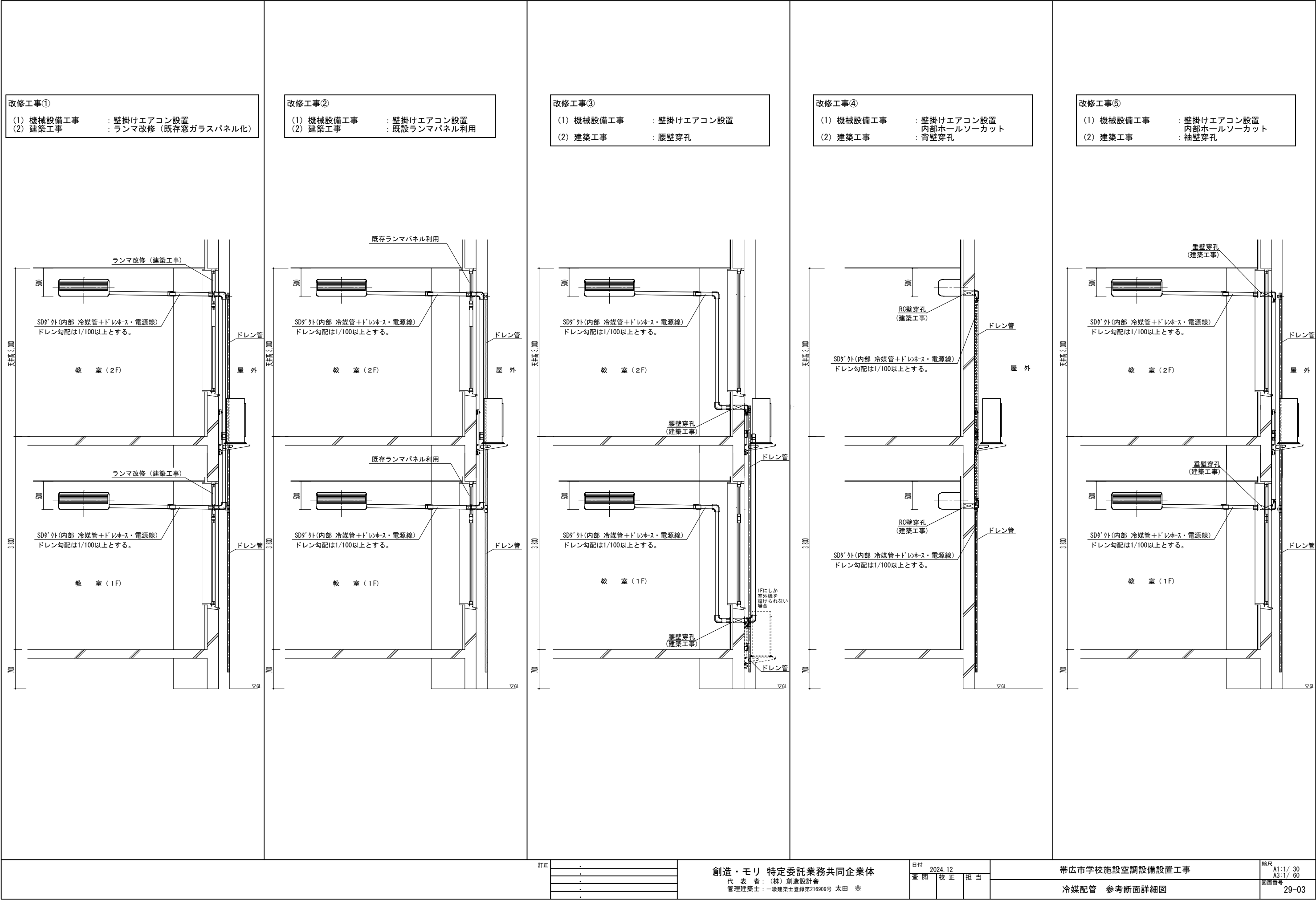
配置図

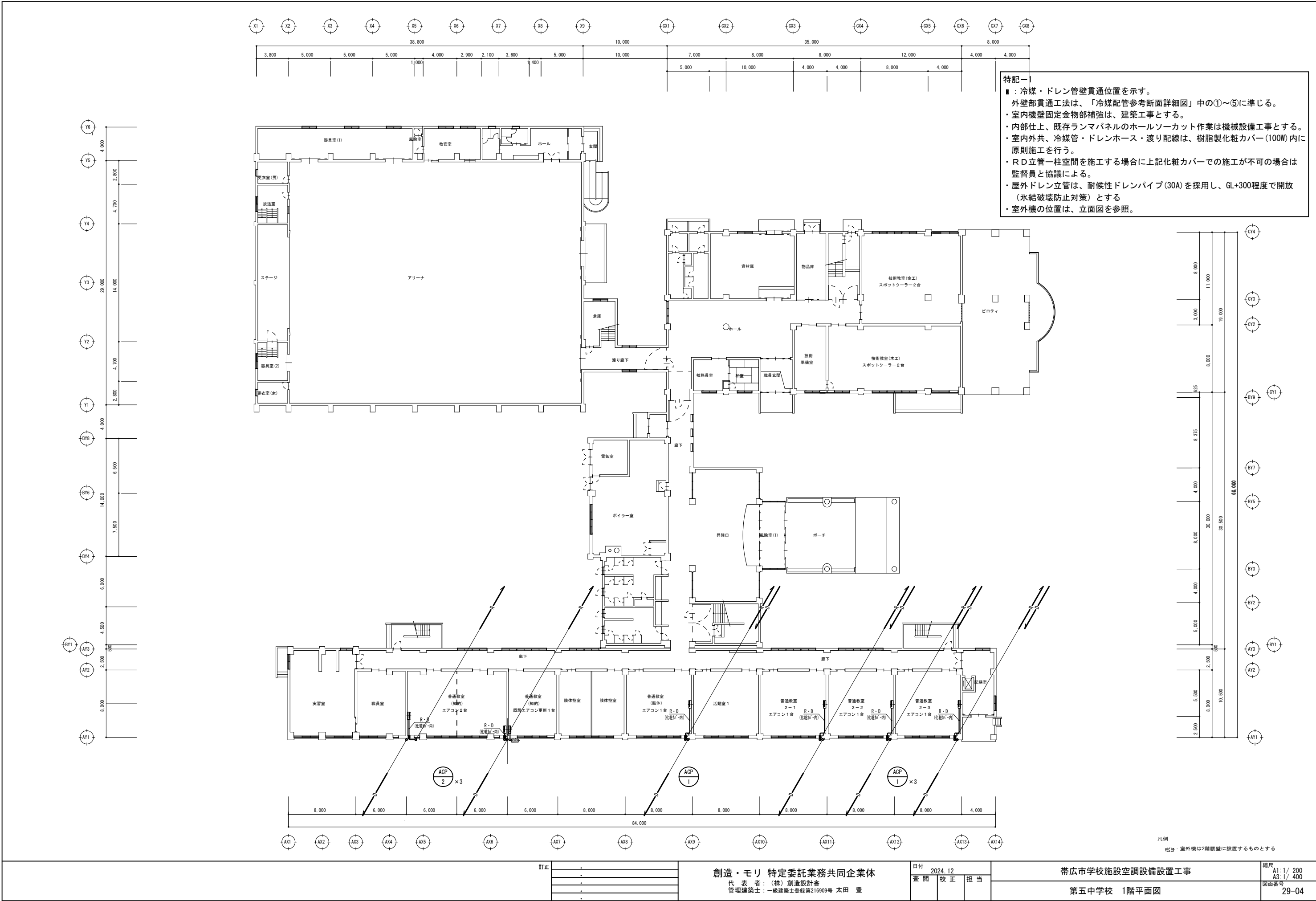
訂正	-	創造・モリ 特定委託業務共同企業体 代 表 者：(株) 創造設計舎 管理建築士：一級建築士登録第216900号 太田 豊	日付 2024.12	帯広市学校施設空調設備設置工事			縮尺 A1:1/ 200 A3:1/ 400 図面番号 29-01
	-			套 図	校 正	担 当	
	-		第五中学校 配置図				
	-						

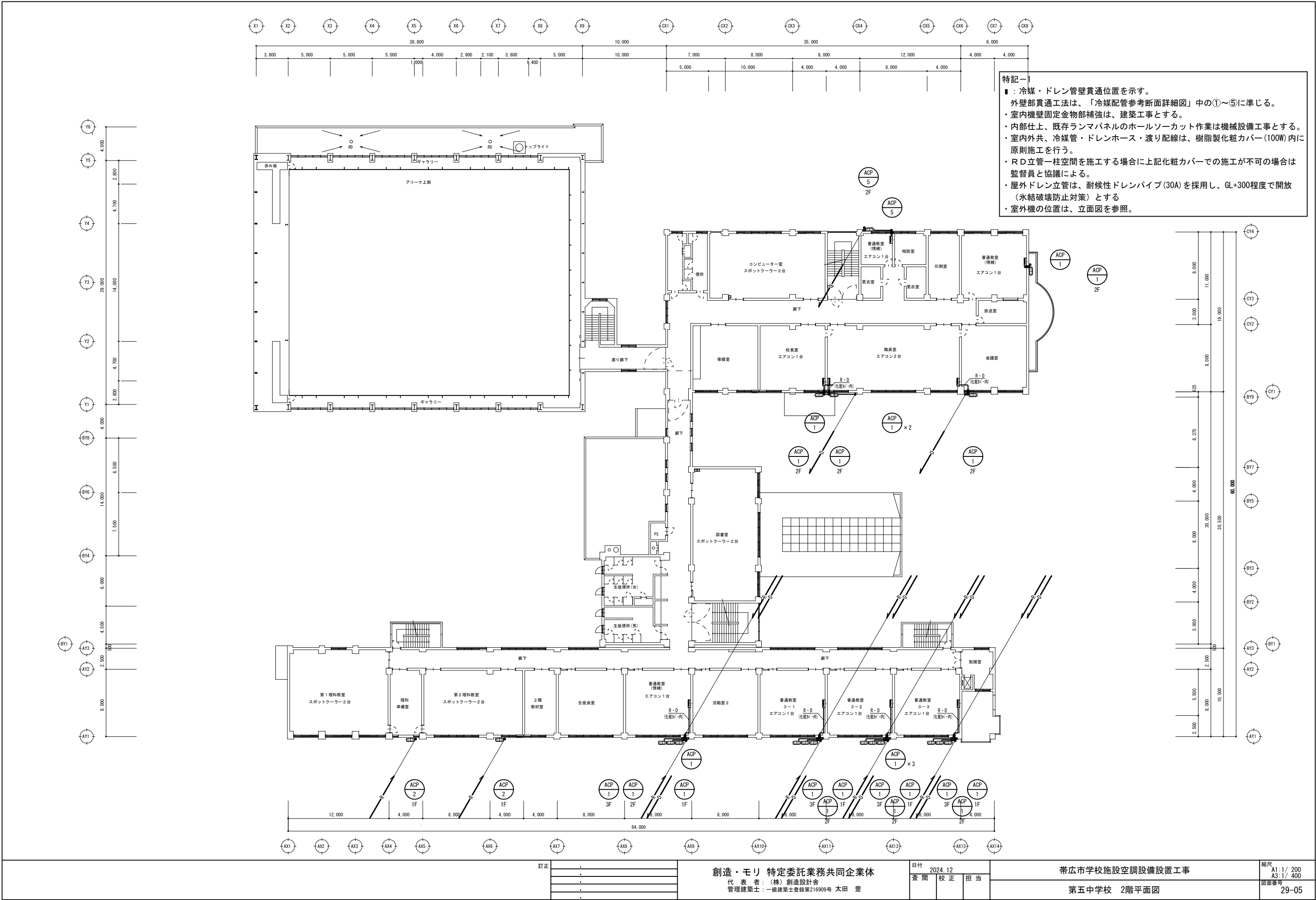
空調設備 機器一覽表

[illegible][illegible]

訂正	.	創造・モリ 特定委託業務共同企業体 代 表 者：(株)創造設計舎 管理建築士：一級建築士登録第216909号 太田 豊	日付 2024.12	査 閲	校 正	担 当	帯広市学校施設空調設備設置工事		縮尺 A1: N/S A3: N/S
	.						第五中学校 機器一覧表		図面番号 29-02
	.								
	.								
	.								







特記

- ：冷媒・ドレン管壁貫通位置を示す。
- 外壁部貫通工法は、「冷媒配管参考断面詳細図」中の①～⑤に準じる。
- ・室内機壁固定金物部補強は、建築工事とする。
- ・内部仕上、既存ランマパネルのホールソーカット作業は機械設備工事とする。
- ・室内外共、冷媒管・ドレンホース・渡り配線は、樹脂製化粧カバー（100W）内に原則施工を行う。
- ・R・D立管一柱空間を施工する場合に上記化粧カバーでの施工が不可の場合は監督員と協議による。
- ・屋外ドレン立管は、耐候性ドレンパイプ（30A）を採用し、GL+300程度で開放（氷結破壊防止対策）とする
- ・室外機の位置は、立面図を参照。

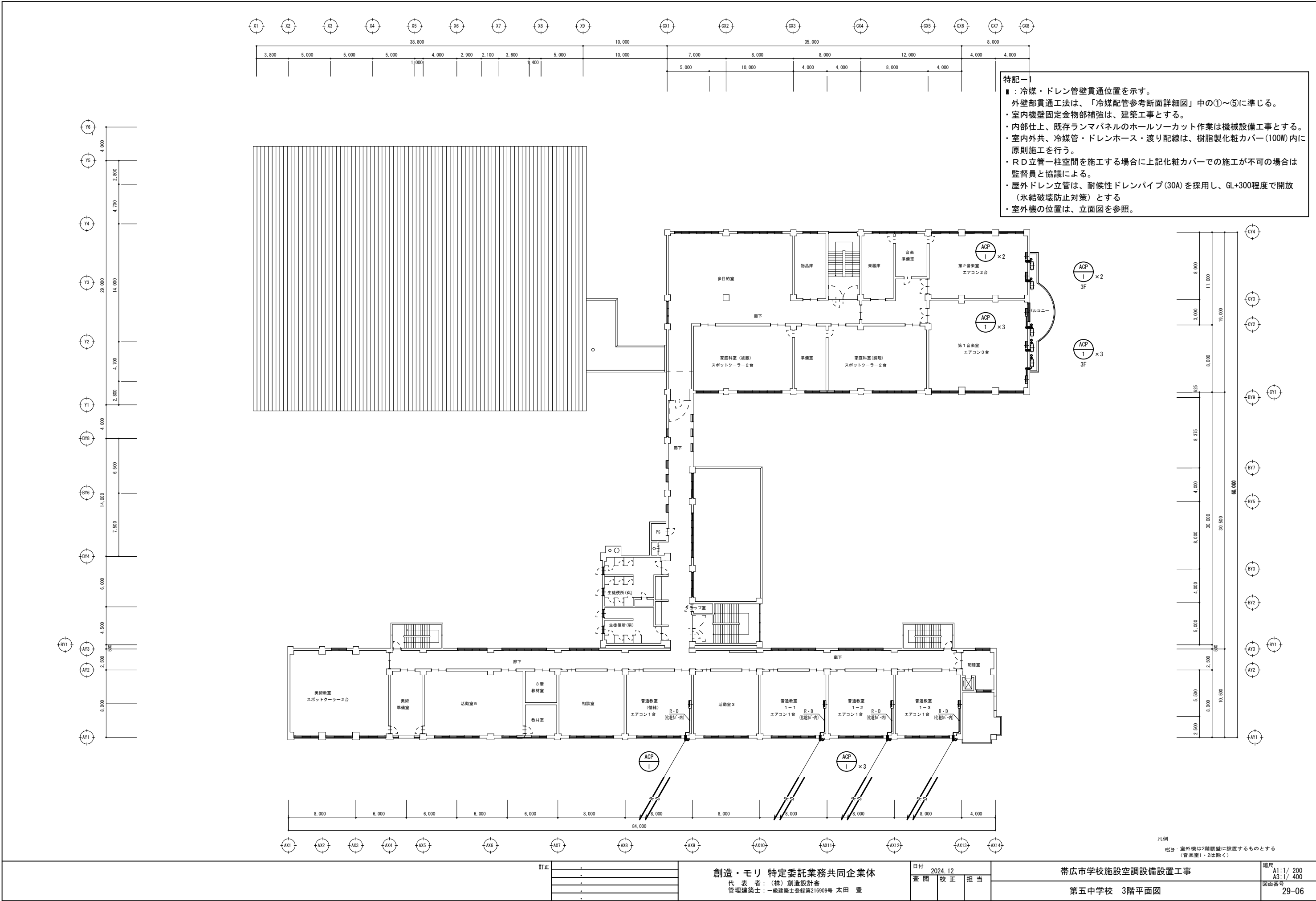
訂正	

創造・モリ 特定委託業務共同企業体
代 表 者：(株)創造設計舎
管理建築士：一級建築士登録第216909号 太田 豊

日付	2024.12
査 閲	校 正 担 当

帯広市学校施設空調設備設置工事
第五中学校 2階平面図

縮尺 A1: 1/ 200 A3: 1/ 400
図面番号 29-05



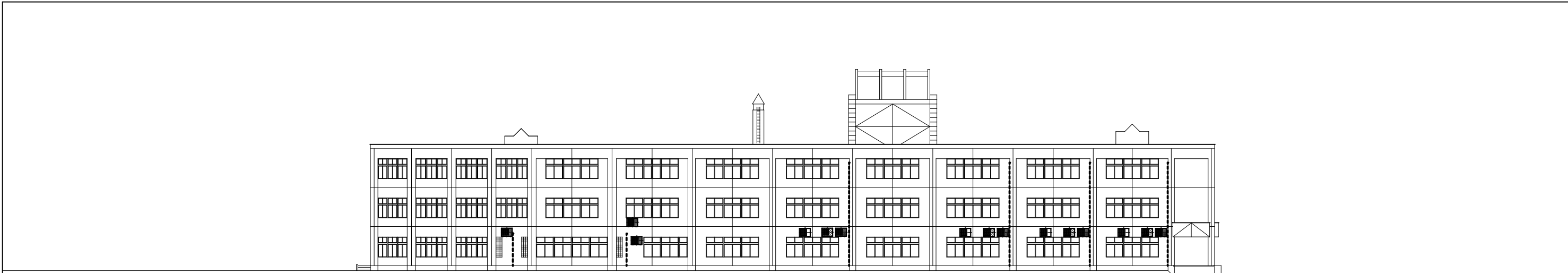
訂正	

創造・モリ 特定委託業務共同企業体
代 表 者：(株)創造設計舎
管理建築士：一級建築士登録第216909号 太田 豊

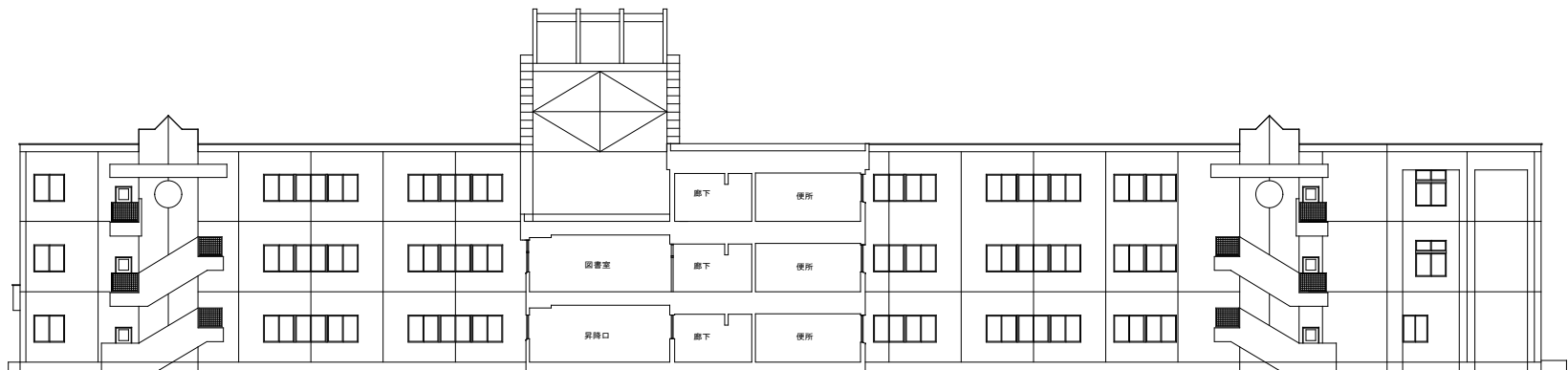
日付	2024.12
査 閲	校 正
	担 当

帯広市学校施設空調設備設置工事
第五中学校 3階平面図

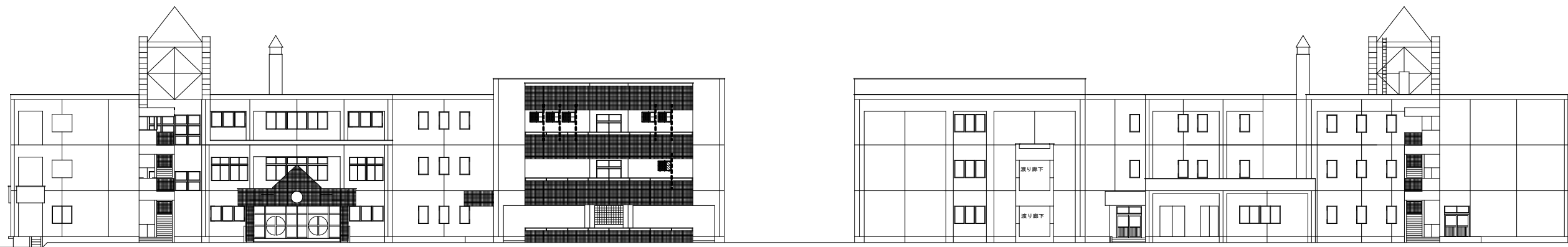
縮尺 A1:1/200 A3:1/400
図面番号 29-06



ACP 2 1F A棟南側立面図 ACP 2 1F ACP 1 3F ACP 1 2F ACP 1 1F ACP 1 3F ACP 1 2F ACP 1 1F ACP 1 3F ACP 1 2F ACP 1 1F



A棟北側立面図



A・B・C棟東側立面図

ACP 1 3F ACP 1 3F ACP 1 2F

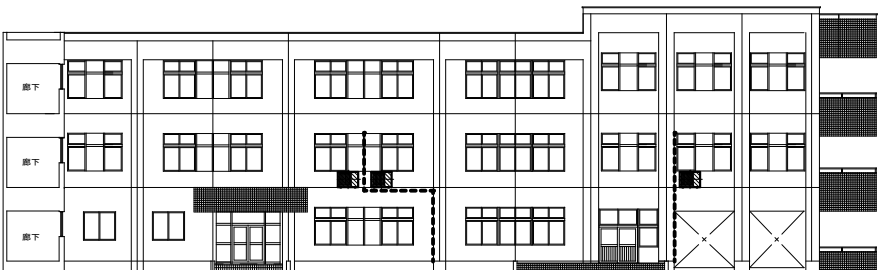
A・B・C棟西側立面図

凡例：設置教室フロア
■：1階
■：2階
■：3階

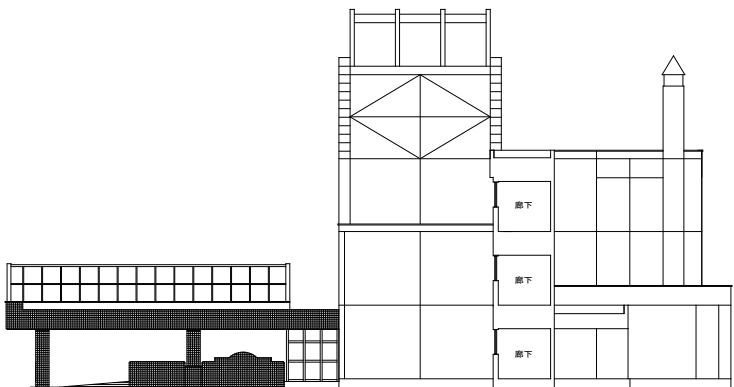
-----：ドレン(30V)を示す



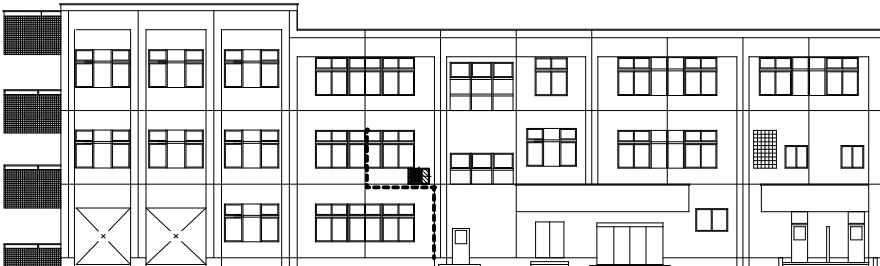
B棟南側立面図



ACP 1 2F ACP 1 2F C棟南側立面図 ACP 1 2F



B棟北南側立面図



ACP 5 2F C棟北側立面図

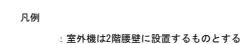
凡例：設置教室フロア

■：1階

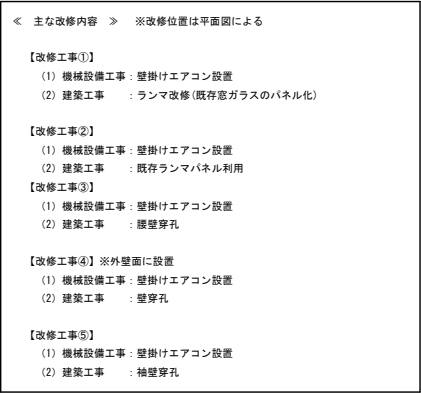
■S：2階

■：3階

-----：ドレン(30V)を示す

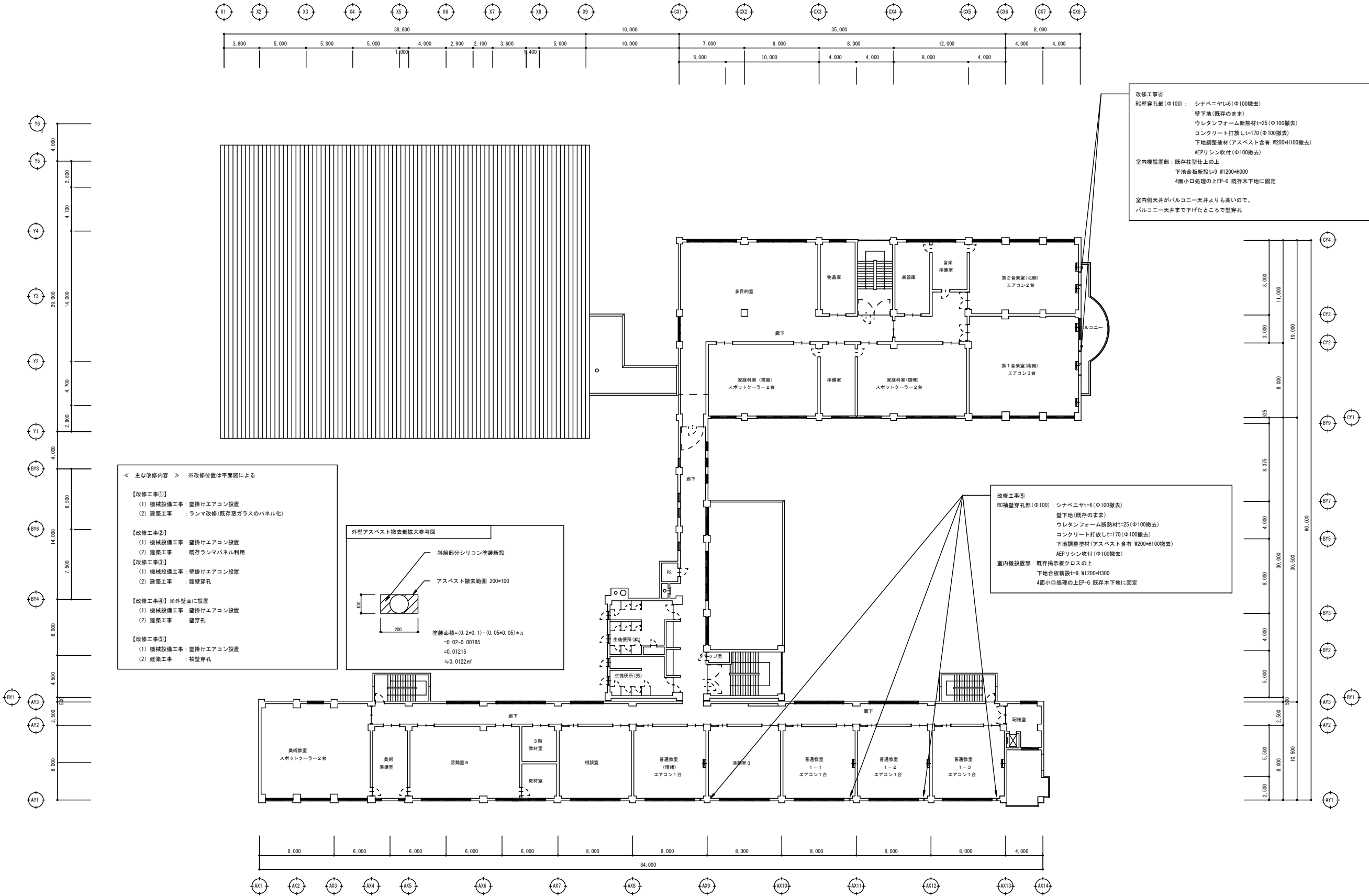


訂正	-	創造・モリ 特定委託業務共同企業体 代 表 者：(株) 創造設計会 管理建築士： 一級建築士登録第216909号 太田 豊	日付 2024. 12			帯広市学校施設空調設備設置工事 第五中学校 1階平面図	縮尺 A1:1/ 200 A3:1/ 400
	-		査 閲	校 正	担 当		図面番号 29-09
	-						
	-						

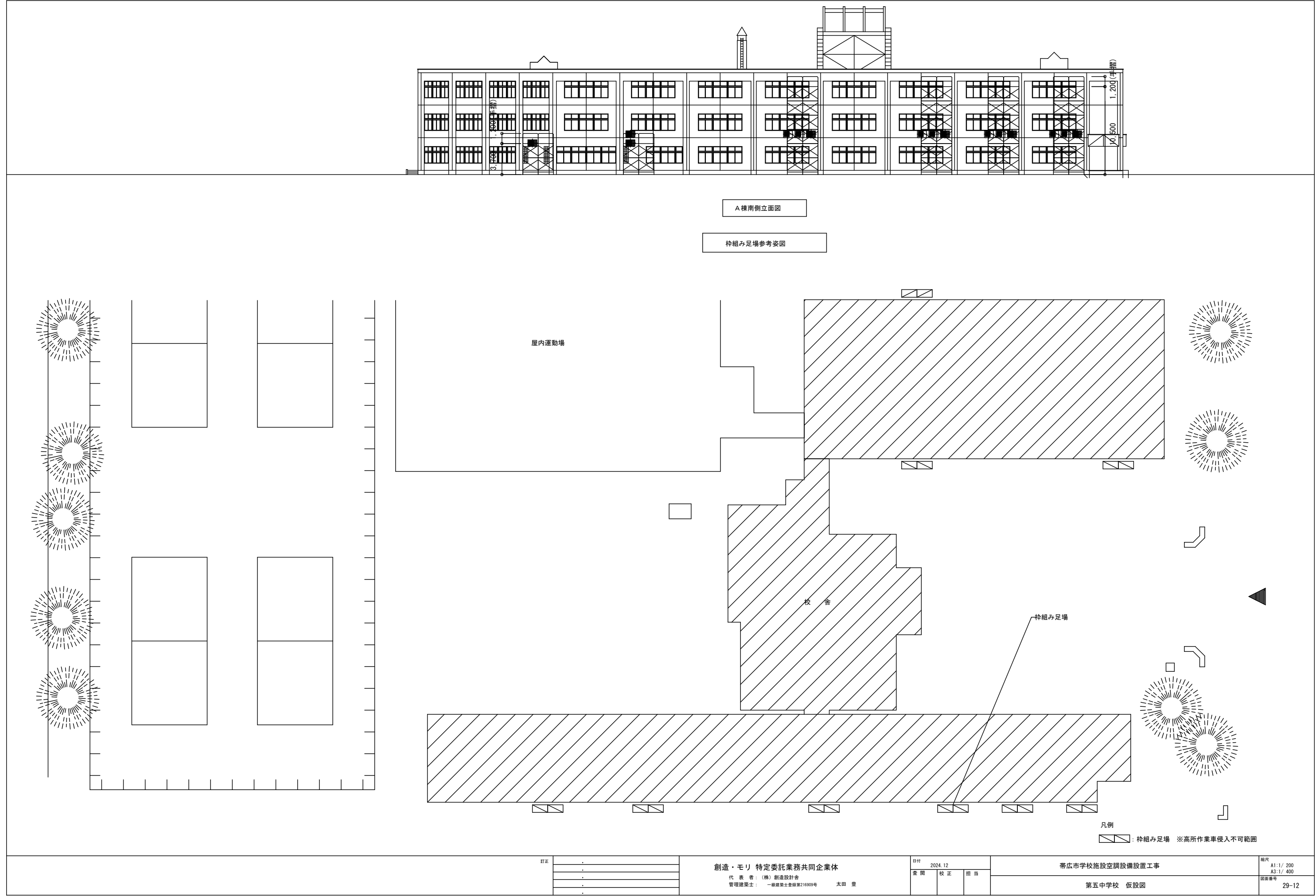


： 室外機は2階腰壁に設置するものとする

訂正	・	創造・モリ 特定委託業務共同企業体 代 表 者：（株）創造設計舎 管理建築士： 一級建築士登録第216909号 太田 豊	日付	2024. 12		帯広市学校施設空調設備設置工事 縮尺 A1:1/ 200 A3:1/ 400
	・		査 閲	校 正	担 当	
	・					図面番号
	・		第五中学校 2階平面図			29-10
	・					



凡例
：室外機は2階廊下に設置するものとする
(音楽室1・2は除く)



A棟南側立面図

枠組み足場参考姿図

屋内運動場

校舎

枠組み足場

凡例
枠組み足場 ※高所作業車侵入不可範囲